

# 設置の趣旨等を記載した書類

(東京農業大学 国際食料情報学部 国際食農科学科)

## ■ 目 次 ■

<b>ア 設置の趣旨及び必要性</b> .....	1
1. 設置の趣旨と必要性 .....	1
2. 養成する人材像と教育上の目的 .....	1
3. 研究対象とする中心的な学問分野 .....	3
<b>イ 学部・学科等の特色</b> .....	4
<b>ウ 学部・学科等の名称及び学位の名称</b> .....	5
1. 学科等の名称 .....	5
2. 学科名称等の説明 .....	5
<b>エ 教育課程の編成の考え方及び特色</b> .....	5
1. 科目区分の設定及びその理由 .....	5
2. 教育課程の編成の基本的な考え方 .....	6
3. 各科目区分の科目構成とその理由 .....	7
<b>オ 教員組織の編成の考え方及び特色</b> .....	11
1. 基本的考え方 .....	11
<b>カ 教育方法、履修指導方法及び卒業要件</b> .....	12
1. 基本的な教育方法 .....	12
2. 科目区分ごとの必修・選択科目と履修モデル .....	13
<b>キ 施設、設備等の整備計画</b> .....	14
1. 校地、運動場の整備計画 .....	14
2. 校舎等施設の整備計画 .....	14
3. 図書等の資料及び図書館の整備計画 .....	15
<b>ク 入学者選抜の概要</b> .....	17
1. アドミッションポリシー .....	17
2. 選抜方法 .....	17

3. 選抜体制等 .....	17
4. 科目等履修生の受入れ .....	18
<b>ケ 取得可能な資格 .....</b>	<b>18</b>
<b>コ 企業実習や海外語学研修等の学外実習を実施する場合の具体的計画 .....</b>	<b>18</b>
<b>サ 管理運営 .....</b>	<b>18</b>
1. 学長の権限と責任 .....	18
2. 教授会の役割 .....	19
3. 全学審議会を中心とした教学運営 .....	20
<b>シ 自己点検・評価 .....</b>	<b>22</b>
<b>ス 情報の公開 .....</b>	<b>23</b>
<b>セ 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等 .....</b>	<b>23</b>
1. 全学的な FD に関する取組 .....	23
2. 国際食料情報学部における FD に関する取組 .....	30
<b>ソ 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制 .....</b>	<b>30</b>
1. 教育課程内の取組について .....	30
2. 教育課程外での取組について .....	31
3. 適切な体制の整備について .....	32

## ア 設置の趣旨及び必要性

### 1. 設置の趣旨と必要性

進展するグローバル化を背景に、世界の食と農は相互に関連し合う複雑なシステムとなっており、地球規模での気象変動や農業生産地の災害、各国の政治情勢や経済状況の変化等が、世界の食と農に直ちに強い影響を与える状況になりつつある。このようなグローバル社会において、世界規模での農産物流通の実態や、食に関わる格差の問題が注目される一方で、食と農に関わる地域性、多様性、個別性への関心も高まり、その継承の重要性が認識されるようになってきている。

日本においても、近年、「和食」のユネスコ世界無形文化遺産登録、「能登の里山里海」等の世界農業遺産登録等々を通じて、伝統的な食農文化に対する国民的な関心が増大しつつある。また、平成 27 (2015) 年開催のミラノ国際博覧会（テーマ「地球に食料を、生命にエネルギーを」）での日本館の評価にも見られるように、世界の人々からの日本の食や農業農村への関心が高まり、農林水産省では農産物や食品の輸出促進だけでなく、食と農のインバウンド需要を地域活性化に活かそうとする戦略を展開している。

食農文化の継承や世界へ向けての発信を促進していくにあたり、食農教育の重要性に対する認識が深まるとともに、担い手育成が急務の課題となっている。食農文化の基盤である日本農業においては、衰退の危機が叫ばれつつも、若手農業経営者の世界を視野に入れた経営展開も見られるようになってきている。また、U・I ターン就農を目指す若者たちや、帰農を志す社会人たち、さらに、過疎化・高齢化の進む地域社会の貢献に役立ちたいと考える若者たちも増加している。また、地域創生が必要とされる中、農村女性起業等が一層注目され、六次産業化による食と農に関わる産業の振興に期待が集まっている。地域における多様な食農資源をコーディネートすることにより、商品の開発や文化発信に結びつけていく能力を若い世代が獲得することが地域社会活性化のために望まれる。

以上の観点を踏まえつつ、食農分野の担い手となる人材の輩出や、その経営や活動の世界展開を実現するためには、食と農についての技術・社会・文化の視点からの総合的な理解を前提に、地域、人、文化を総合的にマネジメントし、食農教育等を通じて広く国内外へ発信できる能力を持つ人材の育成を行うことが社会的な要請である。食と農に関わるあらゆる科学、すなわち生産から加工・流通さらに消費に至るまでを包括的に学習し、文化や社会の側面についても幅広く知識を得ることができ、さらに実践的な要素の高い教育課程が今後益々必要になると考え、「国際食農科学科」を設置する。

### 2. 養成する人材像と教育上の目的

#### (1) 養成する人材像

本学部は、「日本と世界の食料・農業・農村問題の解決に向けて、国際的情報網の活用のもと総合的・実践的に挑戦する」をモットーに、農業・農村開発と国際協力の推進、

持続可能な食料・農業システムと循環型社会の構築及び資源・環境保全と産業発展の共生を図る新しいバイオビジネスの展開等の分野で活躍できる人材を養成することを目的としている。

現在、本学部は、国際農業開発学科、食料環境経済学科、国際バイオビジネス学科の3学科より構成され、それぞれ特色のある教育を行っている。食料環境経済学科、国際バイオビジネス学科の2学科は、主として社会科学系の領域を対象とし、広く社会や文化に対する視線を開きながら、産業発展志向及び経済の研究を基調とした教育研究を行っている。また、国際農業開発学科は、優れた農業技術の開発と国際支援を基調とした研究教育を行っている。

本学部に新設する国際食農科学科は、食と農にかかわるあらゆる科学、すなわち生産から消費さらに調理を含め栄養学的知見まで食に関連する一連のプロセスを包括的に理解し、食や農に関わる歴史や文化的社会的背景、政策や制度に関して幅広い知識をもつ人材育成を目指す。そして、地域の食と農を総合的にマネジメントできる人材の養成にあたる。

上記を踏まえ、本学科の卒業生は、以下のような人材となることが期待される。

- 1) 日本の多様な食農文化を継承し、より付加価値の高い農産物等の食材の生産、加工、流通に携わる食農事業実践者
- 2) 地域社会が伝統的に育んできた食農文化を継承し、地域資源の活用をコーディネートし、多様な産業や活動の支援に携わる食農振興支援者
- 3) 食農教育を通じた文化の継承とともに、新たな食農文化を創造し、地域から世界に向けて展開・発信できる食農教育・文化発信者

## **(2) 教育上の目的**

本学科は、下記のような教育課程を充実させる。

- 1) 食と農にかかわるあらゆる科学、すなわち生産から消費さらに調理を含め栄養学的知見まで食に関連する一連のプロセスを包括的に学習することができる教育課程
- 2) 食や農に関わる歴史や文化的社会的背景、政策や制度に関して幅広い知識を得ることができる教育課程
- 3) 今後ますます重要になるフィールドワーク、実習など実践性の高い教育課程

これらの教育課程を通じて、

- 1) 食と農に関わる一連のプロセスを包括的に理解する能力、
- 2) 食や農に関わる生産や加工、調理などの技術、
- 3) 食や農に関わる文化的、社会的な幅広い知識、
- 4) 現場で役に立つ調整能力や発信力

のような能力を備えたアクティブな人材の養成にあたることを目的とする。

### 3. 研究対象とする中心的な学問分野

#### (1) 基本的な考え方

本学科では、農学の柱となる、栽培学、植物生産・生理学、作物学などの生産科学系、栄養食品科学、食品材料学、食品機能学、調理学などの食品科学系、農業史、食農文化資源論、農村社会学、食生活史などの食農文化系、食農政策法制論、農業経営学、食品流通論などの食農政策系、食育、食農教育、学習論から食生活論などの食農教育系など、自然科学・社会科学・人文科学にわたる総合的な教育システムを構想している。従来の農学を中心として、生態学的視点や文化や社会の側面まで幅広く知識を得ることができ、さらにフィールドワークやそのための方法論を学ぶことができる。

#### (2) 研究室構成の考え方

本学科では上述のように自然科学、社会科学、人文科学といった幅広い領域を総合的に扱うことをその特色としている。全体を食農技術分野と食農社会分野に大別し、前者に、植物生産学研究室、食環境科学研究室を配置し、後者に、食農文化・政策研究室、食農教育研究室を設置する。

各研究室の教育研究目標は以下のとおりである。

##### 1) 食農技術分野

###### <植物生産学研究室>

地域に結びついた作物・伝統野菜・特産果樹を中心に、その基本的な生理・生態に関する研究とともに、栽培環境が生育や品質に及ぼす影響等を解明することによって日本の農産物を世界に展開していく、という観点から教育研究を行う。

###### <食環境科学研究室>

現代社会の多様な食生活に対応した食料資源の有効活用法を提言することを目的とし、食品中の栄養素や加工時に生成した成分の機能性解析を複合的な手法を用いて取り組むとともに、食文化なども含めた食環境を多角的かつ科学的な観点から教育研究を行う。

##### 2) 食農社会分野

###### <食農文化・政策研究室>

社会学、歴史学、経済学等の視点から、日本及び世界の食農文化や農村社会等について研究教育を行うとともに、食農政策、食農法制を中心に、食品流通や食品マーケティング等も含めた食農経済全般について研究教育を行う。

###### <食農教育研究室>

食農マネジメントを実践するため、広義の食農教育（食育・農業教育）ほか、食生活に関わる諸問題、都市農村交流の在り方、生産者と消費者の連携強化、食農教育のプログラム作り等について、幅広く研究教育を行う。

学生は3年次に研究室を選択し、研究室に所属する教員を主たる指導者として専門性の高い学習を行い、卒業論文作成へとつなげていく。

また、各研究室では、より専門性を高めたい学生のニーズに応えるため、研究室員制度を設ける。この制度は、学部学生は1年次より各研究室で実施されるプロジェクトや調査研究に任意で参加することができるものであり、低学年から参加することで4年間の中で様々な形で学生の経験値を上げることができる。



図 国際食農科学科の教育課程の特色と研究室配置

## イ 学部・学科等の特色

本学科は、「1）食と農にかかわるあらゆる科学、すなわち生産から消費、さらに調理を含め栄養学的知見まで食に関連する一連のプロセスの包括的な学習」、「2）食や農に関わる歴史や文化的社会的背景、政策や制度に関する幅広い知識の習得」、「3）今後ますます重要になるフィールドワーク、実習など実践性の高い教育」を実現することを特色としている。それは、食と農に関わる現場において、実践力をもつ人材を養成するためである。すなわち、本学科は専門化・細分化の進む農学分野において、自然科学から社会科学、人文科学までを幅広く修得し、その上で一つの分野の知識を深める事を通じて、実践性の高い知識を獲得できるところにその機能をもつ。本学の教育理念を体現し、現場で能力を発揮し社会に貢献できる幅広い知識とスキルを修得できることが、本学科の特色である。

上述の特色により、文部科学省・中央教育審議会が「我が国の高等教育の将来像」において示す大学の各種機能（①世界的研究・教育拠点、②高度専門職業人養成、③幅広い職業人養成、④総合的教養教育、⑤特定の専門的分野（芸術、体育等）の教育・研究、

⑥地域の生涯学習機会の拠点、⑦社会貢献機能（地域貢献、産学官連携、国際交流等）のうち、本学科は「幅広い職業人養成」「社会貢献機能」に重点をおいて構想をした。

## ウ 学部・学科等の名称及び学位の名称

### 1. 学科等の名称

	日本語名	英語名
学部名称	国際食料情報学部	Faculty of International Agriculture and Food Studies
学科名称	国際食農科学科	Department of International Food and Agricultural Science
学位名称	学士（農学）	Bachelor of Agriculture

### 2. 学科名称等の説明

本学科は、農から食への一連の過程とその背景にある文化、社会、制度に関する学習を学ぶことを教育目的としている。食と農は不可分であり、それを一体的に学ぶことにより、より実践的な知識を獲得できるという観点から、「食農」という語が最も適切であると判断した。「食農」という語は、食農資源などといった文脈で使用頻度が高まっており、一般的な理解を得られる語であると考えられる。また、「食」と「農」に関わる科学全般を視野に入れ、自然科学、社会科学、人文科学を融合させた学科であることから「食農科学」を名称とすることとした。さらに、グローバル化の進む現代社会への深い洞察を背景に、日本の地域社会から世界への発信を図ることを目標としていることから、学科名称を「国際食農科学科」とした。なお、英語名称は「Department of International Food and Agricultural Science」とする。Food and Agricultural Scienceは、英語圏の大学研究所や学術誌名称にも使用されていることから理解されやすいと判断した。

また、農学の総合性を活かした学科であることから、学位名称は「学士（農学）」とする。

## エ 教育課程の編成の考え方及び特色

### 1. 科目区分の設定及びその理由

本学における教育課程の科目区分は、下記に示す表のように3分類に分けられている。これらのうち、総合教育科目の課題別科目、就職準備科目、リメディアル教育科目を除くと、総合教育科目、外国語科目、専門教育科目の学部共通基礎科目は、旧来の大学教育における「教養科目」と位置付けられる。

科目区分		
大分類	中分類	小分類
総合教育科目	全学共通科目	導入科目
		スポーツ関係科目
		課題別科目
		就職準備科目
	学部共通科目	リメディアル教育科目
外国語科目	全学共通科目	基盤英語科目
	学部共通科目	実用英語科目
		初修外国語科目
専門教育科目	学部共通基礎科目	人間関係科目
		社会関係科目
		自然関係科目
	学部共通専門科目	専門共通科目
		創生型科目
	学科専門科目	専門基礎科目
		専門コア科目
		学際領域科目
		総合化科目

これらの教養科目と考えられる科目は、大学の教育課程として土台を育むと共に、本学の教育の理念の基礎の部分を担当している。

さらに、学部共通専門科目は、学部に通ずる専門科目を選択科目として配当することにより、学部としての効率性を高めることを目的としている。具体的には、「栽培学入門」「経営学入門」「経済学入門」「畜産学入門」「統計基礎」を配当し、さらに創生型科目として「地域再生・活性化」を配当し実践性の高い学習機会を設けている。

学科専門科目は、専門基礎科目、専門コア科目、学際領域科目、総合化科目に分類できる。これらのうち必修の講義科目が 18 科目、選択の講義科目が 21 科目配当している。

また必修の実験、実習、演習科目が専門基礎科目に 1 科目と総合化科目に 14 科目、選択の実験、実習、演習科目が 3 科目配当している。

## 2. 教育課程の編成の基本的な考え方

本学科では、特色である、「1) 食と農にかかわるあらゆる科学、すなわち生産から消費さらに調理を含め栄養学的知見まで食に関連する一連のプロセスの包括的な学習」、「2) 食や農に関わる歴史や文化的社会的背景、政策や制度に関する幅広い知識の習得」、

「3）今後ますます重要になるフィールドワーク、実習など実践性の高い教育を実現」するのが教育課程編成の基本的な考え方である。

### 3. 各科目区分の科目構成とその理由

各科目区分の科目構成は、以下のとおりである。なお、科目名の前に必修科目であるときは（必）を付し、科目名の後の〔 〕内に開講学年を示している。

#### （1）総合教育科目

##### 1) 全学共通科目

###### 【導入科目】

（必）フレッシュマンセミナー〔1〕／（必）共通演習〔1〕／

（必）情報基礎（一）（二）〔1〕

###### 【スポーツ関係科目】

スポーツ・レクリエーション（一）（二）〔1〕

###### 【課題別科目】

特別講義（一）～（四）〔1〕／

インターナショナルスタディーズ（一）（二）〔1〕

###### 【就職準備科目】

キャリアデザイン〔2〕／ビジネスマナー〔2〕／インターンシップ〔3〕

これらの全学共通科目は、大学生活における学習の開始を円滑にする意義を持つと同時に、現代社会における必要なリテラシーである情報に関わる基礎的な知識と能力を身につけること、また広く社会に目を向ける学習機会により、自らのキャリアデザインの一步とする機能を果たす。

#### 2) 学部共通科目

##### 【リメディアル教育科目】

基礎数学〔1〕／基礎社会〔1〕／文章表現〔1〕

高校時代の学習から、大学の講義への変化に対応が困難な場合を想定して、リメディアル教育科目として基礎的な学習機会を設けている。

#### （2）外国語科目

##### 1) 全学共通科目

###### 【基盤英語科目】

（必）英語（一）・（二）〔1〕／（必）英語（三）・（四）〔2〕

## 2) 学部共通科目

### 【実用英語科目】

TOEIC 英語 (一) (二) [2] / 英語リーディング (一) (二) [3] /  
英会話 (一) (二) [3] / 科学英語 [4] / ビジネス英語 [4] /

### 【初修外国語科目】

中国語 (一) (二) / [1] 中国語 (三) (四) [2] /  
フランス語 (一) (二) [1] / フランス語 (三) (四) [2] /  
スペイン語 (一) (二) [1] / スペイン語 (三) (四) [2] /  
ブラジル・ポルトガル語 (一) (二) [1] / インドネシア語 (一) (二) [1] /  
タイ語 (一) (二) [1] / ハングル・韓国語 (一) (二) [1]

外国語科目としては、国際社会において対応できる論理力、プレゼンテーション能力、コミュニケーション能力を養成することを目的に上記の構成とした。全学共通の基礎英語科目の他、実用英語科目を設けて、英語の読解能力、会話能力さらには科学やビジネスで活用できるより高度な能力を身につけることができるようにしている。

特筆すべきは、初修外国語科目の種類が多さである。本学部では、国際化を世界の画一化ではなく、地域の固有性、多様性の重視という観点からとらえている。そのため、英語にとどまらず、世界各地の言語を習得する機会を設けることにより、本学科の設置の趣旨に適合した外国語教育を行うことができるようにしている。

## (3) 専門教育科目

### 1) 学部共通基礎科目

#### 【人間関係科目】

哲学 [1] / 日本史 [1] / 文化人類学 [1] /  
環境倫理 [2]

#### 【社会関係科目】

法学入門 [1] / 政治のしくみ [1] / 日本国憲法 [1] /  
地理学 [2]

#### 【自然関係科目】

生物学 [1] / 化学 [1] / 数学 [1] / 物理学 [1] /  
地学 [2]

専門教育科目のうち、学部共通基礎科目は、人間関係科目、社会関係科目、自然関係科目を4~5科目ずつ配当し、各関係科目のそれぞれから2科目以上を選択することが必要とされている(選択必修科目)。大学の旧来の教養科目と同様、幅広い知識と教養を身につけることを目的としているが、特に本学科の場合、自然科学と人文社会科学の

両方を学ぶことが学科の趣旨であることから、基礎的な学問知識を得ると共に、学科内の専門科目の隣接分野に関しても学習の幅を広げる機会を設けている。

## 2) 学部共通専門科目

### 【専門共通科目】

栽培学入門 [1] / 経営学入門 [1] / 経済学入門 [1] /  
畜産学入門 [2] / 統計基礎 [2]

### 【創生型科目】

地域再生・活性化 [1]

学部共通専門科目については、前述したように、学部内で共通に必要な学問の基礎に関する5つの科目を配当すると共に、創生型科目として「地域再生・活性化」を配当し、理論だけではなく連携協定を結ぶ地域における実習形式で学習をすすめることにより、実践的な能力の涵養を行う。

## 3) 学科専門科目

### 【専門基礎科目】

(必) 国際食農科学総論 [1] / (必) 栄養食品科学 [1] / 国際地域農業論 [1]  
(必) 食農基礎実験 [1] / (必) 植物生産・生理学 [1] /  
(必) 国際食農教育・学習論 [1] / 民俗学 [2]

学科専門科目のうち、専門基礎科目は主に1年次配当の必修科目であり、本学科で学ぶ上での専門的な基礎を固めることを目標としている。「国際食農科学総論」では学科専任教員によるオムニバス形式で、植物の生産技術、食品の加工・調理、食農の文化・政策、食農の教育の視点から、国際食農科学の基礎的知識を習得する。また、「植物・生理学」「栄養食品科学」の講義科目で、実習等で必要になる基礎的な知識を習得し、「食農基礎実験」で化学実験技術の基礎を学ぶ。さらに「国際食農教育・学習論」で世界各地の食と農の多様な展開を学びつつ、食と農が教育の基本要素と成り得ることへの考察を深める。

### 【専門コア科目】

(必) 食農野菜学 [2] / (必) 食品加工学 [2] / (必) 食品材料学 (一) [2]  
(必) 国際食農文化資源論 [2] / (必) 食品衛生学 [2] /  
(必) 食品材料学 (二) [2] / (必) 食農作物学 [2] / (必) 消費経済学 [2]  
フードスペシャリスト論 [2] / グローバリゼーションと食品流通 [2] /  
食育と食生活論 [2] / 調理学 [2] / 食農と協同組合 [2] /

グローバリゼーションとフェアトレード [2] / 食農文化論 [2]

(必) 食農政策法制論 [3] / (必) 農村社会学 [3] / (必) 地域活性化論 [3]  
(必) 比較農業史 [3] / (必) 農業経営学 [3] /  
(必) 国際食農商品戦略論 [3]  
持続的農業論 [3] / 食品機能学 [3] / 食農果樹学 [3] / 土壌肥科学 [3] /  
農業生産と気象 [3] / フードコーディネート論 [3] /  
学習と参加の理論 [3] / 比較食文化史 [3] / 農村女性論 [3] /  
植物育種学 [3] / 行動経済学 [3]

専門コア科目は、上述の本学科の特色である、「1) 食と農にかかわるあらゆる科学、すなわち生産から消費さらに調理を含め栄養学的知見まで食に関連する一連のプロセスの包括的な学習」、「2) 食や農に関わる歴史や文化的社会的背景、政策や制度に関する幅広い知識の習得」ができるように、多様性をもたせた構成となっている。まず「1)」の目的に関しては、「食農野菜学」「食農作物学」といった生産に関わる科目、「栄養食品科学」、「食品加工学」などの食品の加工や栄養に関わる科目、「国際食農資源文化論」「消費経済学」などの食農資源の活用や消費に関わる科目等を、主に2年生の必修科目として配当している。「2)」の目的に関しては、「食農政策法制論」「農村社会学」「地域活性化論」「比較農業史」「農業経営学」を3年生の必修科目としている。これらを通じて、社会や文化に関わる国際比較の視座や現状分析の方法を学ぶことができる。

以上のように、本学科が食農科学の総合的な習得を目標とすることから、2年生までは必修科目を多くし、自然科学、人文社会科学の一方に偏らず、幅広い知識を身に付けられるように教育課程を編成した。

3年生からは後述するように各研究室に所属し、専門性を深化させた研究を行うこととなる。従って、専門分野に応じた選択科目を多く配当した。しかし、繰り返しになるが、あくまで総合的な食農科学を修得するため、上述のように社会科学を中心とした必修科目を配当すると共に、「国際食農商品戦略論」において、それまでに学んだ植物生産、食品加工、農政・文化、食農教育までの知識を総合して、実践的な食農商品の国際戦略に向けて、先進的な事例を対象に学習することとしている。

#### 【学際領域科目】

食農とメディア [4]

#### 【総合化科目】

(必) 食農基礎実習 [1] / (必) 食農基礎演習 [1] / (必) 食農専門実習 [2] (必)  
食農専門演習 [2] / (必) 食品分析学実験 [2] /  
(必) 食農ファームステイ [2] / (必) 食農フィールドスタディ [3] /

- (必) 食品加工品質評価学実習 [3] / (必) 食品安全評価学実験 [3] /  
食農文化演習 [3] / 食品機能学実験 [3] / 調理学実習 [3] /  
(必) 国際食農科学演習(一) (二) [3] /  
(必) 国際食農科学演習(三) (四) [4] / (必) 卒業論文 [4]

学際領域科目としては、「食農とメディア」を4年生の選択科目とした。3年次までに習得した理論と技術を踏まえ、様々なメディアで流れている食農に関する情報を科学的に考察する方法を身につけることとしている。

総合化科目については、本学科の特色である「3) 今後ますます重要になるフィールドワーク、実習など実践性の高い教育の実現」を目的としている。1年生では「食農基礎実習」、2年生では「食農専門実習」で、農場における農産物の生産に直接従事する中で、講義で学んだ理論や知識を実践的に学んでいく。「食農基礎演習」「食農専門演習」において、社会科学を基礎とした課題発見、資料の探索、分析、発表、議論などの能力を習得する。また、「食品分析学実験」、「食品加工品質評価学実習」、「食品安全評価学実験」などにより、食品を扱う基礎的な技能と知識を実践的に身につけていく。

さらに、「食農ファームステイ」で農家実習を行い農産物生産から経営や流通の実態に触れる場を設け、「食農フィールドスタディ」で地域に特色のある食農の営みを視察・研修することで視野の広さを養う。これらの実践性の高い教育課程を通じて、アクティブで自ら問題解決を行おうとする人材を養成する。

3年生からは、学生が自ら選択した分野・研究室での学習を中心としながら、卒業論文制作に向けた学習に適した内容の科目を修得できるようにしている。選択した分野での学修は、国際食農科学演習(一)～(四)として各研究室を中心に実施し、上述のように数多く配当する選択科目により、専門的な知識や技術の深化を行う。

## オ 教員組織の編成の考え方及び特色

### 1. 基本的考え方

それぞれの分野・研究室に配置される専任教員は、研究室ごとに近接分野でありつつ、相互の専門性が多様でより幅広い領域をカバーできるように計画している。

また、年齢や教育歴についても各研究室内でバランス良く配置し、学生に対して必要な対応がとれるように配慮した。学位の分野は農学、農芸化学、農業経済学が中心で、応用生命化学が1名となっている。いずれも十分な研究歴教育歴をもち、専門基礎科目、専門コア科目のほとんどが、これらの専任教員によって担当されることとする。

本学科の特色の一つとして、実践的科目が多数配当されていることがある。専任教員の全員が、多様なフィールドをもつ研究活動を実施しており、実習等の経験も豊富であることから、実習等の科目の実施にも十分対応できる。

## 2. 年齢構成

専任教員の年齢構成は下表のとおりである。年齢構成のバランスを図ることにより、教員組織の持続性を担保している。なお、完成年度の平成 32 年 3 月までに定年を迎える者が 1 人含まれるが、「学校法人東京農業大学有期雇用職員就業規則」等に基づき、本学科完成年度末まで引き続き同一職位で勤務し、本学の教育研究に支障を来さないようにしている。

表 国際食農科学科専任教員の職階年齢別構成

	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	計
教授			4	2	6
准教授		4	1		5
助教	3				3
計	3	4	5	2	14

## カ 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

### 1. 基本的な教育方法

本学科の授業は、講義、実習、実験、演習、また学外での実習など、多様な方法で実施される。学生数は、実験や実習などの実施可能性を配慮し 1 学年 100 名とし、実習や演習では複数のグループに分かれて少人数指導実施する。

本学では、学年を前・後期の 2 学期に分け、各学期で授業を完結させる Semester 制度を導入している。新生生に対しては、入学式直後から約 2 日間にわたってガイダンスを行い、冊子体の「学生生活ハンドブック」、「履修のてびき」、「講義要項（シラバス）」を用いて 4 年間の学生生活に必要な事項・情報について指導するとともに、カリキュラム編成の考え方、履修方法、学習計画・学習方法等を指導する。また、図書館の利用方法やパソコン利用及び健康管理を含めた学生生活全般についても説明を行う。

一方、保護者に対しても入学式直後の説明会、毎年 6 月、7 月に開催する教育懇談会を利用して、学生に指導した学生生活に必要な事項・情報、履修方法、学習計画・学習方法等の内容、学生の単位取得状況等の情報共有を図っている。

## 2. 科目区分ごとの必修・選択科目と履修モデル

前述したように、本学科の用意する教育課程は、学年ごとの必要性に応じて配当されている。また、科目区分後の必修単位数、選択科目単位数は以下の表に示すとおりである。

卒業要件は、毎年の進級要件を満たし、4年間在籍し、下表のすべての必修科目、及び学部共通基礎科目の各関係科目から4単位以上を取得し、全体として124単位以上の科目を取得することで満たされる。

科目区分			単位数			
			必修	選択	自由	
総合教育科目	全学共通科目	導入科目	5			
		スポーツ関係科目		2		
		課題別科目		12		
		就職準備科目		3		
	学部共通科目	リメディアル教育科目			6	
小計			5	17	6	
外国語科目	全学共通科目	基盤英語科目	8			
	学部共通科目	実用英語科目		16		
		初修外国語科目			40	
小計			8	56		
専門教育科目	学部共通基礎科目	人間関係科目		8		
		社会関係科目		8		
		自然関係科目		10		
	学部共通専門科目	専門共通科目			10	
		創生型科目			2	
	学科専門科目	専門基礎科目	9	4		
		専門コア科目	28	35		
		学際領域科目		2		
総合化科目		32	5			
小計			69	84		
合計			82	157	6	

なお、本学ではCAP制が採用されており、学期ごとの取得単位の上限は22単位、年間44単位と定められている。

本学科では、卒業生の進路を3つに大別していることは前述の通りである。

- (1) 日本の多様な食農文化を継承し、より付加価値の高い農産物等の食材の生産、加工、流通など食農事業を展開する実践能力を有する人材
- (2) 地域社会が伝統的に育んできた食農文化を継承し、地域資源の活用をコーディネートし、多様な産業や活動を支援する能力を有する人材
- (3) 食農教育を通じた文化の継承とともに、新たな食農文化を創造し、地域から世界に向けて展開・発信する能力を有する人材

これらに従い、履修モデルを3種類用意している資料1。進路希望によりこれらの履修モデルを参照して、選択科目を履修することになるが、さらに3年次からの所属研究室と、その教員の指導により、専門性を高める科目の履修が期待される。

## キ 施設、設備等の整備計画

### 1. 校地、運動場の整備計画

世田谷キャンパスは、閑静な住宅街に囲まれた緑の多い環境で、138,152 m<sup>2</sup>の校地面積を有している。本学の教育環境については、建学の精神である「人物を畑に還す」を具現化することをテーマとし、「教育・学習に係る環境」、「生活の場としての環境」、「地球・地域に係る環境」といった側面から必要とされる機能を明確にしたうえで、「明快で機能的な空間計画」、「緑の連続的展開」を意識した整備方針に基づき、教育環境の維持・整備に努めている。

緑地や芝生広場を設け、学生の憩いの場として確保しているほか、常磐松学生会館や食堂(2ヵ所)などの屋内空間についても、学生の休息その他のスペースとして利用している。

また、キャンパス敷地内に運動場用地として31,984 m<sup>2</sup>有しており、グラウンド(16,336 m<sup>2</sup>)、野球場(12,650 m<sup>2</sup>)、テニスコート3面(1,950 m<sup>2</sup>)等を設け、正課及び課外活動等に利用している。

現在、3学部(応用生物科学部、地域環境科学部、国際食料情報学部)、1短期大学部と1大学院研究科(農学研究科)を設置しており、現在の収容定員7,709人(大学、短大、大学院)に対し、新学部・学科が設置された場合、完成年度の収容定員は8,053人(大学、大学院)となり、新設前と比較し344人増加するが、大学の校地基準面積76,400 m<sup>2</sup>を上回るキャンパス敷地(校地面積138,152 m<sup>2</sup>)を有することから、既設の学部・学科との共用は十分に可能である。

### 2. 校舎等施設の整備計画

本学科の教育目標及び養成する人材像を達成するために、4年間のカリキュラムとし

て、126科目を配し、それぞれの内訳は、講義科目100科目、演習科目15科目、実験実習科目（実技含む）11科目とした。

これらを実施する施設については、主として平成23年度に建替えた1号館（講義棟）に配当するが、講義室57室、演習室20室、コンピュータ演習室5室を用い、既設学部と共同で利用する。1号館の各教室収容人数及び各教室数の内訳は、24名収容が10教室、25名収容が4教室、40名収容が6教室、46名収容が8教室、92名収容が15教室、169名収容が14教室、232名収容が16教室、304名収容が2教室、306名収容が2教室で、コンピュータ演習室については、104名収容が2教室、64名収容が1教室、48名収容が2教室である。

また、実験・実習室については、現有施設を既設学部・学科と共同で利用することとしており、実験・実習に必要な器具等についても順次整備する計画である。実験・実習室の各収容人数及び各室数の内訳は、化学系実験室4室（各120名）、生物系実験室が5室（128名が1室、85名が2室、64名が2室）、食品系実験実習室が8室（120名が2室、100名が2室、98・90・70・60名が各1室）あり、その他1,080名収容の百周年記念講堂やスポーツ・レクリエーションを実施する桜丘アリーナ（学内：5,975.60㎡）及び人工芝グラウンド（学内：16,336㎡）がある。

それらに基づき、新設学科の時間割（案）[資料2](#)を作成し、既設学科で現在使用している教室使用データと照らし合わせ、新設・既設それぞれのカリキュラムが遺漏なく配当できるか検証を行い [資料3](#)、1号館では前期及び後期それぞれの平均稼働率は39%、35% [資料4](#)となり、十分に授業が実施できることも確認している。また、実験・実習室も同様に、新設・既設それぞれのカリキュラムが遺漏なく配当できることも確認している。[資料5](#)

### 3. 図書等の資料及び図書館の整備計画

本学は、世田谷、厚木、オホーツクの3キャンパスそれぞれに図書館・学術情報センターを設置している。

本学科の関連資料は、主に世田谷および厚木キャンパスで所蔵しており、所蔵資料数は、図書322,375冊、雑誌10,535タイトル、電子ジャーナル7,322種類を有している。

#### （1）図書資料等の整備計画

本学科に関連する図書・雑誌等は、本学の長年の蔵書構成によって十分に整備できているが、引き続き新しい学科に対応した蔵書を構築していく。

分野別にみると農業分野に加え、国際食農科学科では社会科学分野を中心とした整備を行っていく。

#### （2）電子リソースの整備計画

電子リソースについては、上記の図書資料と同様に新しい学科主題に関連する電子ジャーナル・電子ブック・文献データベースを提供している。電子リソースは、SSL-VPN

システムによって学外環境からの利用が可能となっている。常に最新情報を提供できるように拡充を図るとともに、利用者への講習会実施などを計画的に進めていく。

蔵書データは一般に公開されており、利用者は学内および自宅のパソコンから検索が可能となっている。

### **(3) 情報インフラの整備計画**

利用者は大学が発行したアカウントで、図書館やパソコン自習室に設置しているパソコンからインターネット利用が可能となっている。無線 LAN はほぼ全域に配備され、貸出パソコンや利用者の持ち込みパソコンにも対応している。また、図書館の所蔵・契約する資料の利便性を高めるため、図書館 OPAC とリンクリゾルバとの連携を実現している。

### **(4) 他機関との協力体制と地域連携**

従来からの図書館サービスである他機関への紹介状発行や国立情報学研究所の ILL システム活用による文献取寄せ・現物貸借で、迅速かつ広範囲なサービスを実現している。

地域連携として世田谷キャンパスでは、世田谷区の大学で構成される「世田谷 6 大学コンソーシアム (国土館大学、駒澤大学、昭和女子大学、成城大学、東京都市大学、東京農業大学)」に参加することで、紹介状の省略や利用者個人の貸借サービスなどの大学間に特化したサービスを実現している。また、厚木キャンパスでは、神奈川県厚木市の大学と厚木市立図書館で構成される図書館間の地域連携も行っている。

### **(5) 図書館施設の整備計画**

世田谷キャンパスにはアカデミアセンター (新図書館) が建設され、平成 26 年 4 月からアカデミアセンターでのサービスを開始した。アカデミアセンター 3 階から 7 階が図書館フロアで、閲覧席数は 985 席、収納可能冊数は開架・自動書庫を合わせて 100 万冊余りである。3 階には新聞、一般雑誌が配置されており、調査に必要な参考図書・統計書を配している。メインカウンターに隣接するレファレンスカウンターには専従のスタッフを配置して利用者からの相談・問合せに対応している。新棟には①会話しながらの自学自習可能なコミュニケーションフロア②グループで学べるグループ室、学習室③研究成果の発表などが行えるプレゼンテーションルームが設置され、自主的に学び討議できる環境が整備された。また、本学は平成 28 年に創立 125 年を迎える長い歴史を誇る大学のため、多くの貴重な資料を所蔵している。これらの資料を管理・保管する大学史資料室も 7 階に配置している。

厚木キャンパスは、閲覧席数は 196 席、収納可能冊数は平成 26 年度に収蔵スペースを拡充して 10.6 万冊になった。収納場所が拡充されたことに伴い農学部に必要な資料の更なる充実に力を入れている。

## ク 入学者選抜の概要

### 1. アドミッションポリシー

本学科では、伝統的な食農文化の継承や新たな食農文化の開発により地域社会や世界の食農文化の発展に貢献することに意欲を持ち、食と農に関わる広範な科学的知識の修得にとりくみ、学んだ成果を発信し実践する下記のような人材を求めている。

- (1) 日本の多様な食農文化を継承し、より付加価値の高い農産物等の食材の生産、加工、流通に貢献することを目指す人
- (2) 地域社会が伝統的に育ててきた食農文化を継承し、地域資源の活用をコーディネートし、多様な産業や活動の支援に貢献することを目指す人
- (3) 食農教育を通じた文化の継承とともに、新たな食農文化を創造し、地域から世界に向けて展開・発信することを目指す人

### 2. 選抜方法

入学試験としては、一般入試及びセンター試験利用入試、推薦入試（一般推薦・指定校推薦・併設高校推薦・地域後継者推薦）、外国人入試、帰国子女入試、社会人入試を予定している。

一般入試：本学独自の問題により学力試験を行う。本学科の授業科目を学ぶ上で一定の学力水準を満たした学生を受け入れる。

- (1) センター試験利用入試：大学入試センター試験問題により、一定の学力水準を満たした学生を受け入れる。
- (2) 推薦入試：小論文の他、内申書・個人面接での高校における学習および課外活動への取り組みを評価し、本学科での強い修学の意志、将来の展望を確認する。
- (3) 外国人入試：大学での修学の上で必要となる日本語能力（読む・書く・話す）を筆記試験・面接にて、目的意識および適性も含め、評価する。英語の筆記試験も行う。
- (4) 帰国子女入試：日本語と英語の筆記試験を行い、個人面接での再修学の強い意志、目的意識および将来の展望を確認する。
- (5) 社会人（入学時に満 25 歳以上の大学入学資格を有する者）入試：小論文試験での課題に対する考え方を評価し、個人面接での再修学の強い意志、目的意識および将来の展望を確認する。

### 3. 選抜体制等

一般入学試験、大学入試センター試験利用入試及び公募制推薦入試等は、入試センターを中心に全学体制で実施している。

入学試験に関する評価・選抜体制は、本学教職員で構成する入試委員会及び入試選考会議で行われ、その後、教授会で審議し学長が合否の決定を行う。

#### 4. 科目等履修生の受入れ

本学学生以外の者が、授業科目の履修を希望する場合、学生の学習を妨げない場合  
に限り、「科目等履修生」として受け入れる。

#### ケ 取得可能な資格

本学科では、卒業要件とはしないが、下表に示す国家資格、民間資格を取得できる  
こととしている。なお、これらの資格取得には、卒業要件単位の他に指定された科目  
をとることが必要である。

資格の名称	国家資格	民間資格	備考
高等学校教諭一種免許状（農業）	○		資格取得が可能
図書館司書	○		資格取得が可能
学芸員	○		資格取得が可能
フードスペシャリスト		○	受験資格
食の6次産業化プロデューサー		○	資格取得が可能

#### コ 企業実習や海外語学研修等の学外実習を実施する場合の具体的計画

2年次の後期に必修の集中科目として「食農ファームステイ」を配当する。これは、  
協力農家における農業実習を中心とするものであり、数名を一組としておよそ2週間程  
度の実習を行う。事前学習は演習を中心に専任教員が、より実りのある実習となるよう  
にする。またレポート等の課題を課し評価を行う。

3年次の後期に必修の集中科目として「食農フィールドスタディ」を配当する。これ  
は食と農に関わる多様な産業や文化的実践等について、選択した研修先ごとに、およそ  
3泊程度の日程で視察研修をおこなうものである。現場の学習により進路選択にも役に  
立つように配慮する。

#### サ 管理運営

##### 1. 学長の権限と責任

本学は平成26年度、平成26年8月29日付け文部科学省高等教育局長及び同省研究  
振興局長からの「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律及び学校教育法

施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令について（通知）」を受けて、内部規則等の総点検を実施した。その折、主として以下の項目について、法律の趣旨に則った学則の一部改正を行い、平成 27 年 4 月から施行している。

- (1) 学長の権限と責任の一致
- (2) 副学長の職務
- (3) 教授会の役割の明確化
- (4) 学生に対する懲戒手続きの策定

改正学則によって、学長は「本大学の全ての校務について、最終決定権を有すると共に、大学運営について最終責任を負い、本大学を代表する」（学則第 4 条の 2）と規定され、管理運営の最高責任者と位置づけられた。また、副学長は「学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」（学則第 4 条の 3）と、学部長は「学長を補佐し、各学部内の各学科及び附属施設を総括する」（学則第 4 条の 4 第 2 項）と規定され、いずれも学長中心の管理運営体制を支える（補佐する）役割・職責であることを明確化した。

## 2. 教授会の役割

本学の教授会は、学則第 5 条第 2 項に「教授会は教授をもって組織し、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるもの」と規定され、学長の諮問機能的な位置づけとされている。また一方で、学則第 5 条第 5 項には「教授会は、前項に規定するもののほか、学長等の求めがない場合であっても、教育研究に関する事項について審議した結果を、学長等に対して伝えることができる」と規定され、同第 6 項には「教授会は、教育研究に関する事項を審議する機関として、専門的な観点から責任を持って、学長等に意見を述べなければならない」とも規定されている。単なる諮問機関に留まらない重要な機関であることが明記されている。

教授会の役割等に関しては、「東京農業大学教授会規程」において規定されており、その組織と審議事項は以下のとおりである。

### 【組織】（教授会規程第 2 条）

1. 教授会は、本大学の教務職員である教授をもって構成する。
2. 学長及び副学長は、教授会に出席して意見を述べることができる。
3. 必要あるときは教授会の構成員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

### 【審議事項】

1. 学生の入学、卒業
2. 学位の授与
3. 教育及び研究に関する基本方針
4. 組織及び職の新設又は改廃
5. 教育課程の編成
6. 教授、准教授及び助教候補者の教育研究業績審査及び選考

7. 嘱託教授、嘱託准教授及び嘱託助教候補者の教育研究業績審査及び専攻
8. 学部長の選出
9. 名誉教授の推薦
10. 全学審議員審議員の選出
11. 名誉博士号の贈与
12. 客員教授及び客員准教授の委嘱
13. 学則の改正
14. 東京農業大学教授会規程の改正
15. 学生の賞罰
16. 学生の指導、厚生
17. 他大学との交流及び在外研究その他国際交流の推進
18. 上記に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が随時定めるもの

### 3. 全学審議会を中心とした教学運営

本学は、教育研究に関する重要事項を審議する機関として「全学審議会」を設置している。(学則第5条の2) 学長が教育研究活動等に関する意思決定を行うにあたっては、この全学審議会を自ら招集し、議長となって、教授会等に意見を聴く事項等を審議している。(東京農業大学全学審議会規程第5条) 審議・承認された教授会に意見を聴くことが必要な事項については、教授会からの意見(教授会の開催)を待って学長が最終意思決定するというプロセスとなっている。

また、全学審議会には、教育研究全般の管理運営に資するための委員会を設置することができるようになっており(全学審議会規程第2条の2)、現在は、後掲する20の委員会を設置して活動している。各種委員会の活動は、前年度に行う活動計画の立案、計画に基づく予算請求、年度中間に行う進捗報告と計画補正、年度末の結果・実績報告というPDCA サイクルのもと行われ、委員会から提案の教育研究に関する改善提案は、全学審議会に報告・提案されることになっている。

東京農業大学全学審議会規程の主要な部分は以下のとおりである。

#### 【組織】(全学審議会規程第2条)

1. 審議会は、次に掲げる審議員をもって構成する。
  - (1) 学長
  - (2) 副学長
  - (3) 大学院研究科委員長
  - (4) 各学部長
  - (5) 短期学部長
  - (6) 総合研究所長

- (7) 教職・学術情報課程主任
- (8) 図書館長
- (9) エクステンションセンター長
- (10) 国際協力センター長
- (11) コンピュータセンター長
- (12) 博物館長
- (13) 学生部長（世田谷キャンパス）
- (14) 農学部教授 1 名、応用生物科学部教授 1 名、地域環境科学部教授 1 名、国際食料情報学部教授 1 名、生物産業学部教授 1 名及び短期大学部教授 1 名
- (15) 事務局長
- (16) 学務部長

**【審議事項】**（全学審議会規程第 4 条）

1. 審議会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり当該事項を審議し、意見を述べるものとする。
  - (1) 学則等本大学全般にわたる重要な規則・規程の制定・改廃
  - (2) 本大学全般にわたる重要な予算
  - (3) 本大学の組織及び職制の新設・改廃及び重要施設の設置・廃止
  - (4) 人事に関する基準の設定並びに教職員定員
  - (5) 本大学名誉教授称号の授与
  - (6) 本大学名誉農学博士号の贈与
  - (7) 学生定員の決定
  - (8) 各学部間の連絡調整
  - (9) 研究所，農場等の運営に係る基本方針並びに調整
  - (10) 東京農業大学全学審議会規程の改正
  - (11) その他本大学の運営に関する重要事項

**【各種委員会】**（全学審議会規程第 2 条の 2）

1. 教育研究改善及び将来構想に基づく戦略に関する委員会
  - (1) 教学検討委員会
  - (2) 国際化推進委員会
  - (3) キャリア戦略委員会
  - (4) 入試戦略委員会
  - (5) 学生委員会
  - (6) 地域戦略委員会
  - (7) 広報戦略委員会
  - (8) 管理運営におけるガバナンス体制促進のための検討委員会
2. 東京農業大学のビジョンに関する委員会

- (1) 世田谷キャンパス整備検討委員会
  - (2) 厚木キャンパス整備検討委員会
  - (3) オホーツクキャンパス整備検討委員会
3. 管理・安全に関する委員会
- (1) 生命倫理委員会
  - (2) 遺伝子組換え実験安全委員会
  - (3) 人を対象とする実験・調査等に関する倫理委員会
  - (4) 動物実験委員会
  - (5) 世田谷キャンパス温室等教育研究施設運用委員会
  - (6) エコテクゾーン運用委員会
  - (7) 公的研究費適正管理委員会
  - (8) 利益相反委員会
  - (9) ネットワーク検討委員会

## シ 自己点検・評価

本学では、時代の要請による責務を果たすため平成5（1993）年4月、学則第2条の2において「教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行うことに努めること」及び「自己点検評価委員会を置く」と規定し、この規定に基づき平成6（1994）年に自己点検を実施し、その結果をまとめ翌年「東京農業大学の現状と課題」を公表している。平成11（1999）年に2回目の自己点検・評価を実施し、平成12（2000）年に「東京農業大学の現状と課題（2000年版）」を公表すると共に、学部ごとに学外者による外部評価を実施し平成12（2000）年12月に公表した。さらに平成16（2004）年に外部評価が義務づけられたことから、同年に3回目の自己点検・評価を行い、その自己点検・評価報告書を(財)大学基準協会へ提出し、平成18（2006）年3月29日に同協会から認証評価結果として「同協会の大学基準に適合している。」との認定（認定期間は平成25（2013）年3月31日まで）を受けた。

その後、自己点検・評価報告書や認証評価結果に対する改善報告書の検討結果を基に、建学の精神および教育理念に基づいた教育研究の改善とその充実を図るため、「全学FD・教育評価委員会」を中心に改善の方策に取り組んだ。平成24（2012）年、本学にとって4回目の自己点検・評価を実施し、(財)大学基準協会に2回目の第三者評価を受審し、結果として平成25（2013）年4月1日、「同協会の大学基準に適合している。」との認定（認定期間は平成32（2020）年3月31日まで）を受けた。

それら認証評価結果を踏まえ検討した結果「全学FD・教育評価委員会」を改め、より一層組織的に「質の保証」に資するため「教学検討委員会」を立ち上げた。また、平成

25 (2013) 年度より本学の自己点検・評価の在り方について「全学自己点検評価委員会」で検討及び検証し、点検方法やエビデンスの必要性について再確認した。また、改めた運用方法で開始した自己点検の結果は本学ホームページにて公表している。

これらの取り組みによって、各学部・学科・部署では日常の活動を日々点検し、問題点を解決すると共に、共通認識の形成に努め組織的な改善を進めている。また、入口と出口、すなわち志願者数、編入学数、就職率など直接的な数値だけの評価に甘んずることなく、社会の付託に応えるべくこれらの評価の基盤となる教育研究の充実により一層努める。

## ス 情報の公開

大学の現状に関する情報を学生や保護者をはじめとするステークホルダーに広く公開し、説明責任を果たし、諸事業・諸活動に対する理解と協力を得ることは、公益性の高い大学として当然のことであるだけでなく、大学の発展にとっても不可欠な重要事項である。これを実現するため、本学は、従前から関係者に対して、設置法人である学校法人東京農業大学の財務情報を公開している。現在は、平成 17 (2005) 年 4 月施行の「私立学校法の一部を改正する法律」に基づき制定された「学校法人東京農業大学財務情報公開に関する規程 [資料 6](#) 第 4 条第 1 項第 2 号」に基づき、大学ホームページを通じて公開している。具体的には、各年度の「事業報告書」、「資金収支計算書」、「消費収支計算書」、「貸借対照表」、「財産目録」、「監事による監査報告書」を、過去 3 ヶ年分を公開している。

さらに、本学は、大学が公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、公表すべき情報を明確にし、教育情報の一層の公表を促進することを趣旨とする「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成 22 (2010) 年文部科学省令第 15 号）」を受けて、各大学が情報を公表すべき教育研究活動等の項目を大学ホームページにて公表している。[資料 7](#)

## セ 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

### 1. 全学的な FD に関する取組

#### (1) これまでの取組み

本学の FD 活動は、これまで、全学審議会（学則第 5 条の 2）の基に設置されている「全学自己点検評価委員会」が、教学運営の中心組織である各研究科、各学部各学科及び教学関連部署における 1 年間の教育活動を自己点検する過程の中で行われてきた。平成 26 (2014) 年度からは、前述の全学審議会の基に「教学検討委員会」を設置し、大学院、学部学科等の教学運営に特化した問題点・課題点の議論を行い、具体的な改善・活

動計画を提案できる体制を整備した。

参考までに「教学検討委員会運営要項」を以下に示す。

#### 【教学検討委員会〔大学院・学部・短期大学部〕運営要項】

(趣旨)

第1条 この要項は、東京農業大学全学審議会規程第2条の2の規定に基づき、東京農業大学教学検討委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 教育課程の編成及び改善に関すること。
- (2) 授業の内容及び方法の改善のための方策に関すること。
- (3) 授業の内容及び方法の改善の企画立案並びに実施に関すること。
- (4) 授業の内容及び方法の改善のための調査並びに研究に関すること。
- (5) 全学的なファカルティ・ディベロップメントの推進に関すること。
- (6) 学長が諮問する事項
- (7) その他、委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長(教学担当)
- (2) 大学院研究科委員長
- (3) 学部長
- (4) 短期大学部部长
- (5) 事務局長
- (6) 事務局長補佐
- (7) 厚木キャンパス事務部長
- (8) オホーツクキャンパス事務部長
- (9) 学務部長
- (10) 大学改革推進室長
- (11) その他、委員会が必要と認めた者

2 前項第11号に規定する委員の任期は2年とし、重任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学長が指名する副学長(教学担当)がその任にあたる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行す

る。

(定足数)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

(委員以外の出席)

第6条 委員会は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第7条 委員会に、専門の事項を調査するため、専門委員会又はワーキンググループ(以下「WG」という。)を置くことができる。

2 専門委員会又はWGに関する必要な事項は、委員会が別に定める。

(幹事・事務)

第8条 委員会に幹事を置き、以下の者が担当する。

- (1) 学務部学事課長
- (2) 学務部教務課長
- (3) 学務部大学院課長
- (4) 厚木キャンパス事務部学生教務課長
- (5) オホーツクキャンパス事務部学生教務課長

2 委員会の事務は、学務部教務課において行う。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(要項の改廃)

第10条 この要項の改廃は、全学審議会の意見を聴き、学長が決定する。

附 則

この要項は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

平成 27 (2015) 年度からは、この教学検討委員会の活動をさらに活性化、具体化かつ実質化するため、運営要項第 7 条による専門委員会を次のとおり設け、本学における実質的な FD 活動をスタートさせている。

【教学検討委員会傘下の専門委員会】

- (1) FD 向上委員会 (傘下に 6WG を設置)
- (2) 大学院 FD 向上委員会 (傘下に 4WG を設置)
- (3) 教養教育センター (仮称) あり方検討委員会

(2) 学内 PDCA

本学の FD 活動の根幹にあるのは、平成 25 (2013) 年 7 月に打ち出された学長方針

「NEXT125」である。創立 125 周年を迎える平成 28（2016）年度にむけて、オール農大で「農大らしい農大」の実現を目指して以下の方針が示されている。

**【学長方針 NEXT125】**

- (1) 教育で評価される農大
- (2) 研究で評価される農大
- (3) 地域に貢献する農大
- (4) 社会・産業に貢献する農大
- (5) 世界に愛される農大
- (6) 学生に愛される農大
- (7) 卒業生に愛される農大

そして、平成 27 年 9 月には、この学長方針をさらに具体化するものとして、「東京農業大学の基本方針（平成 27 年 7 月～平成 31 年 6 月までの中期計画）」が策定され、教学検討委員会をはじめとする全学審議会傘下の委員会等が中心となって、以下の項目に対する現状の検証と具体的な実行プラン等の検討を開始している。

**【東京農業大学の基本方針】**

- (1) 教育組織（教育改革）
- (2) 教育（建学の精神・教育研究の理念）
- (3) 大学院教育（教育の高度化）
- (4) 入試戦略（ブランド化）
- (5) 海外戦略（グローバル化）
- (6) 研究戦略（重点分野）
- (7) 学生支援（満足度）
- (8) 社会貢献（社会的責任）
- (9) キャンパス環境整備（満足度）
- (10) 管理運営（内部統制・危機管理）

具体的には、全学審議会の議長である学長が、傘下の下記の委員会等に対して年間の活動計画の立案、中間の進捗報告、年度末の最終成果報告を求め、それらを教授会等でも報告している。ここで示された具体的な実行プランは次年度予算編成の中で検証され、予算化のもと現実の施策として展開されている。この一連の流れの中でいわゆる「学内 PDCA」を機能させている。

**【全学審議会傘下の教育研究改善及び将来構想に基づく戦略に関する各種委員会】**

- (1) 教学検討委員会（大学院・学部・短大）
- (2) 国際化推進委員会
- (3) キャリア戦略委員会
- (4) 入試戦略委員会
- (5) 学生部委員会

- (6) 地域連携戦略委員会
- (7) 広報戦略委員会
- (8) 管理運営におけるガバナンス体制促進のための検討委員会（時限委員会）

### （3）FDの具体的取組み

本学で現在行われているFD活動の主なものは以下のとおりである。

#### (1) 教職員の任期制採用制度（任期中の目標達成評価制度）

本学では、平成19年度から、新規専任教員の採用形態を「任期制」としている。候補者に対して5年間の任期付き採用を行い、その間で当初計画する目標設定をクリアすることを採用条件にしている。5年間の毎年度2回（年度当初と年度末）、所属の学科長との個別面談により、当初設定の目標の進捗・達成状況を確認する。目標設定には教育改善に係る以下の業績の有無も審査対象となっており、新規専任教員には、任期中、個人レベルでのFD活動の実行が求められている。

- 1) 教科書の執筆
- 2) 授業改善に関する著書・論文・啓蒙書等
- 3) FDへの受講参加
- 4) 個人的に行っている教授法の工夫

#### (2) 新規採用教員の初任者研修制度（大学編・学部編）

本学では、平成23年（2011）度から、新規採用教員に対する研修プログラムを立ち上げ、当該年度の4月・5月に採用者全員に対して組織的な研修を実施している。以下に示すプログラムの内容にそって、学長、副学長及び研究科委員長が講義研修を行い、学部学科内のOJT研修については、その実施結果が各学部学科から学長に報告されている。

- 1) 大学のビジョン
  - ・教育研究者としてのあり方
  - ・任期制の趣旨
  - ・各階層の役割
- 2) 大学院研究科の理念、教育方針
- 3) 競争的資金の獲得
- 4) 研究費の適正な使用
- 5) 社会貢献、地域連携、産学連携へ対応
- 6) 教職員への接し方（パワハラ、セクハラ）
- 7) 学生への接し方（パワハラ、アカハラ、セクハラ）
- 8) 教員評価・授業評価の実施義務

- 9) 入試制度
- 10) 学生のキャリア指導
- 11) 教育後援会、校友会の支援
- 12) 課外活動の意義、部長、顧問の役割と責任
- 13) 保護者への対応
- 14) 事件・事故・天災への対応
- 15) 各学部・各学科の理念、教育方針、概要、附属施設などの概要

### (3) 授業評価制度

本学では「授業評価アンケート」制度が導入されてから約 20 年が経過する。平成 18 年度には、学生の利便性向上を図る一方で、アンケート実施に伴う教員の負担軽減を図ることを目的に Web による授業評価システムを構築した。その後、平成 26 年度からは、学生からの回収率を高め、実質的な授業改善の手段とするためにマークシートによる形式に変更し、集計結果の各学科・各教員へのフィードバック、学生への開示、評価の低い教員からの改善計画書の提出の義務化などの改善を行っている。

さらに平成 27 年度からは、授業評価アンケートの実施と同時に、「学生の学修時間に関するアンケート」も同時に行い、学生の学修実態の把握と同時に、アンケート結果との関連の分析を行うなど、学生の学修に影響する要因の調査等も実施している。

また、この授業評価アンケートの改善とともに、シラバスの充実にも取り組み、以下の項目を学生に明確に示すことを全学全教員が実施している。

- 1) 授業概要と到達目標 (400 字)
- 2) 取扱う領域の明示 (15 字)
- 3) 授業の進行 (テーマ、内容、準備しておく事項) の明示 (245 字)
- 4) 教科書及び資料の明示 (75 字)
- 5) 授業をより良く理解するために便利な参考書、資料等の明示 (75 字)
- 6) 前提として履修してほしい科目の明示 (45 字)
- 7) 学んだこと活用できる領域の明示 (45 字)
- 8) 評価方法の明示 (100 字)
- 9) その他の注意事項 (400 字)

なお、シラバス作成の工程には、授業担当者以外の第三者チェックの工程も含まれており、各学部各学科がカリキュラム体系と授業内容の整合を自ら検証する作業も行っている。

### (4) 学内の委員会活動と WG 活動

平成 26 (2014) 年度から、前掲の教学検討委員会の傘下に、各学科選出の委員で構成する「FD 向上委員会」を設置し、優先順位を付しながら全学的な FD 課題の検討を開始

している。具体的な調査・検討は、WG 活動を通じて行われており、平成 28（2016）年 3 月現在、以下の WG が活動している。

**【学部 FD 向上委員会】**

- 1) ナンバリング WG
- 2) アクティブラーニング WG
- 3) 評価&GPA WG
- 4) 学修ポートフォリオ WG
- 5) アンケート WG
- 6) 英語 WG
- 7) 学期制 WG

**【大学院 FD 向上委員会】**

- 1) 入試制度 WG
- 2) 教育連携 WG
- 3) TA 教育 WG
- 4) 広報活動 WG

(5) 学内教育改革推進プロジェクト活動

大学全体で取り組む FD 活動（上記(4)）とは別に、各部門、各部局単位で行う FD 活動を支援するため、平成 27（2015）年度から「教育改革推進プロジェクト」を立ち上げ、公募を開始した。教学面において各部門・部局が抱える問題の解決に向け、あるいは、各部門・部局が行う独自の FD 活動の学内展開を支援するための学内プロジェクト活動である。各プロジェクトには、3 年間で限度に予算的な支援を行う一方、年度ごとに実績報告の提出を義務付け、その内容を学内に公開することになっている。

平成 27（2015）年度は、以下の募集テーマに対して 20 件の申請があり 13 課題を採択している。

**【平成 27（2015）年度の募集テーマ】**

- 1) アクティブラーニング
- 2) サービスラーニング
- 3) 長期学外実習プログラム
- 4) 学修ルーブリック
- 5) 学修成果の把握（可視化）
- 6) 教育の質保証
- 7) 学生アンケート
- 8) 私立大学改革総合支援事業

(6) 学内 FD 研修会（フォーラム）活動

FDに関する学内の認識・理解を深めるため、また、前掲のWG活動の学内報告会の機会として、平成27(2015)年度から「学内FDフォーラム」を定期的を開催している。

#### (7) FD 関連団体への加入、情報収集

その他、学外との交流連携を推進するため、全国私立大学FD連携フォーラム、世田谷6大学コンソーシアム及び私立大学連盟へ加盟し、FDネットワークの構築や研究、情報収集に努めている。

## 2. 国際食料情報学部におけるFDに関する取組

学部独自の教育上の必要性に応じて、また大学側からの指示や教育方針の変更などに対して、随時協議を行い、カリキュラム全般にわたる見直し、改善、調整等を行っている。具体的には、①学部共通基礎科目、学部共通専門科目等の科目に関する内容検討と改善、②語学など学部教養科目の内容検討と改善、③リメディアル教育の内容検討と評価・改善、④CAP制に向けた開講単位数の検討、⑤時間割の調整・改善、⑤学部に共通する演習室等の環境に関わる改善、等である。

## ソ 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

### 1. 教育課程内の取組について

教育の理念に基づき、知識と人格をバランスよく向上させ、社会に通用する人材を養成する本学の使命である。国際食料情報学部では、学部共通科目として2年次に「ビジネスマナー」「キャリアデザイン」、3年次には「インターンシップ」を配当している。

それ以外にも1、2年次は通常の授業を通じて、まず受講マナーを身に付け、円滑な対人関係を築く基礎を固める。また、教員は専門知識が社会の中でどのような役割を果たすことができるのか、将来の自分にどのように繋がるのかのイメージできる講義を展開し、学生のモチベーションを向上させる。3、4年次はより専門的な知識を研究室単位で学ぶことにより具体的な自己の将来像を描けるようにする。

さらに、学科科目として特筆されるものは、1年次の必修科目である「食農基礎実習」、「食農基礎演習」また、2年次の必修科目である「食農専門実習」、「食農専門演習」さらに3、4年次の必修科目である「国際食農科学演習(一)～(四)」である。これらの演習、実習を通じて、学生が自ら課題を設定し、問題解決に向けた調査・研究・整理を行い、発表し、互いに議論するという社会人を養うことができる。また、2年次の必修科目である「食農ファームステイ」、3年次の必修科目である「食農フィールドスタディ」により、学外の食農に関わる多様な産業について実践的に学び、自らの適性について考察することにより自分のキャリアデザインにつなげていくことができる。

## **2. 教育課程外での取組について**

### **(1) 就職支援行事の実施（就職支援プログラム、学内企業セミナー等）**

近年、変動傾向にある就職活動スケジュールを考慮し、3年次春より就職支援行事を実施している。就職支援プログラムでは、「SPI 試験」「エントリーシート対策」「業界研究」等、準備期間を要するものを初期から中盤に、採用に直接係る面接等の実践訓練として「面接実践講座」、「グループディスカッション実践講座」、「身だしなみ・メイクアップ講座」等を後期以降随時開催している。受講できなかった学生には講座の録画にてフォロー体制をとっている。「エントリーシート添削」、「相談」等の業務は、キャリアセンタースタッフ全員が対応するとともに、「個別面接練習」も強化している。

また、企業との連携をとり、より多くの学生に会社説明参加の機会を増やす為、学内企業セミナーの充実を図っている。平成 27（2015）年 3 月 5 日～7 日開催時では述べ 9,555 名（公務員・UI ターン相談会参加者含む）、平成 27（2015）年 4 月 30 日～5 月 1 日開催時では 2,106 名の学生が参加している。

### **(2) グローバル人材育成**

多くの企業が海外事業展開を進める中、採用活動に際し TOEIC スコアを指定するケースがあることから、教育課程外で、スコアアップを図るため、選抜試験を行い、少数精鋭による講座を開設している。その他、国際インターンシップ派遣（24 泊 26 日：米国カリフォルニア州日系企業）を実施することで実地研修によりグローバルな進路希望者の就業観を養う為の支援をしている。

### **(3) 教員のためのキャリア教育マニュアル**

上記のように教員が日頃の学生指導の中でキャリア支援指導をどのように盛り込んで行けば良いのか指針をまとめたマニュアルを作成し、全教員に配布している。

### **(4) 保護者への情報提供の強化**

昨今の就職活動には、大学での指導のみならず、保護者による家庭内でのサポートが不可欠である。現在の就職活動環境と家庭内でのコミュニケーションについて、広く保護者に認識していただくための「保護者キャリアサポートガイド」、「保護者版農大キャリアナビ（求人検索 NAVI） 利用マニュアル」を作成し、教育懇談会等で配布している。

### **(5) キャリアナビシステムの充実によるサービスの向上**

平成 27（2015）年 4 月に「農大キャリアナビ」のリニューアルを行った。新システムでは、①学生マイページ機能、②進路登録（希望含む）、③企業による Web 上での求人票登録④学内企業セミナー受付機能（企業）、⑤支援行事参加予約機能（学生）、⑥既卒者に対する求人票閲覧機能、⑦保護者に対する求人票閲覧機能等を整理・強化した。キャリアナビシステムの充実により利用者へのサービス向上に加えて、情報を随時把握することで状況に応じた支援に繋げている。

### **3. 適切な体制の整備について**

全学審議会（議長：学長／目的：学則等学部に共通する重要事項の審議）に設置したキャリア戦略委員会（議長：担当副学長）において、大学全体のキャリア教育の実施方針を毎年策定し、実施結果の確認、改善を行っている。

掲げた実施方針の下、教員と就職支援の事務組織であるキャリアセンターとで情報交換を行い、協力体制をつくり、上記、教育課程内外の取り組みを中心に学生のキャリアアップを図っている。

## 設置の趣旨等を記載した書類

(東京農業大学 国際食料情報学部 国際食農科学科)

### 資料目次

- 資料1 履修モデル (国際食農科学科)
- 資料2 国際食農科学科 【時間割表】
- 資料3 平成32年度 利用教室稼働率
- 資料4 世田谷キャンパス 教室利用状況台帳
- 資料5 世田谷キャンパス 実験実習室利用状況台帳
- 資料6 学校法人東京農業大学財務情報公開に関する規程
- 資料7 東京農業大学ホームページによる情報公表の項目
- 資料8 学校法人東京農業大学職員就業規則
- 資料9 学校法人東京農業大学有期雇用職員就業規則

以上

コース 食農振興支援者

概要 行政、JA、NPO、六次産業化プロデュースなどに携わる人材の養成

科目区分	1年生		2年生		3年生		4年生		科目区分別 単位数
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
総合教育科目	入学ガイダンス 2 就職準備(一) 2	キャリア開発(二) 1 英語基礎(一) 2							7
外国語科目	英語(一) 2	英語(二) 2	英語(三) 2	英語(四) 2			科学英語 2	ビジネス英語 2	8
専門教育科目	初修外国語関係科目 2								4
専門教育科目	人間関係科目(選択必修) 2	社会学入門 2	環境倫理 2						4
専門教育科目	自然関係科目(選択必修) 2	数学 2							4
専門教育科目	専攻学入門 2								2
専門教育科目	地産地消・活性化 2	基礎基礎実験 2							2
専門教育科目	国際食農科学総論 2	植物生産・生理学 2							9
専門教育科目	栄養食品科学 2	国際食農教育・学習論 2							0
専門教育科目	専門基礎科目(選択) 2								0
専門教育科目	専門コア科目(必修) 2	食農野英学 2	食品衛生学 2	食品材料学2 2	食農政策法制論 2	農業経営学 2	国際食農商品戦略論 2		28
専門教育科目	専門コア科目(選択) 2	食品加工学 2	食品材料学1 2	国際食農文化資源論 2	農村社会学 2	国際食農商品戦略論 2			2
専門教育科目		フードベジタリアン論 2	フードベジタリアンと食品流通 2	フードコーディネーター論 2	地域活性化論 2	行動経済学 2	農村女性論 2	食農とメディア 2	17
総合化科目(必修)	食農基礎実習(通年) 1	食農専門実習(通年) 2	食農専門実習(通年) 1	食品分析学実験 2	国際食農科学演習(一) 2	国際食農科学演習(二) 2	国際食農科学演習(三) 2	国際食農科学演習(四) 2	2
総合化科目(選択)	食農基礎実習(通年) 2	食農専門実習(通年) 2	食農専門実習(通年) 2	食農専門実習 2	食品加工・衛生学実験 2	食農フィールドスタディ 2	卒業論文(4単位) 4		32
セメスター別単位数	21	19	19	19	21	13	17	4	10
合計	21	19	19	19	21	13	17	4	124



コース

食農事業実践者

概要 農業経営、食農起業、フードスペシャリスト、食品産業などに携わる人材の養成

科目区分	1年生		2年生		3年生		4年生		科目区分別 単位数
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
総合教育科目	導入科目(必修)	2	2						7
	フロンティアセミナー	2							0
総合教育科目	基礎基礎(二)	1							0
	基礎基礎(一)	2							0
総合教育科目	英語(一)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(二)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(三)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(四)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(五)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(六)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(七)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(八)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(九)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(十)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(十一)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(十二)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(十三)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(十四)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(十五)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(十六)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(十七)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(十八)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(十九)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(二十)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(二十一)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(二十二)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(二十三)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(二十四)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(二十五)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(二十六)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(二十七)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(二十八)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(二十九)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(三十)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(三十一)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(三十二)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(三十三)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(三十四)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(三十五)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(三十六)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(三十七)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(三十八)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(三十九)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(四十)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(四十一)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(四十二)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(四十三)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(四十四)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(四十五)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(四十六)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(四十七)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(四十八)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(四十九)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(五十)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(五十一)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(五十二)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(五十三)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(五十四)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(五十五)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(五十六)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(五十七)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(五十八)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(五十九)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(六十)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(六十一)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(六十二)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(六十三)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(六十四)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(六十五)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(六十六)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(六十七)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(六十八)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(六十九)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(七十)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(七十一)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(七十二)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(七十三)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(七十四)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(七十五)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(七十六)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(七十七)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(七十八)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(七十九)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(八十)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(八十一)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(八十二)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(八十三)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(八十四)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(八十五)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(八十六)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(八十七)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(八十八)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(八十九)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(九十)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(九十一)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(九十二)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(九十三)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(九十四)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(九十五)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(九十六)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(九十七)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(九十八)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(九十九)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(百)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(百一)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(百二)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(百三)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(百四)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(百五)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(百六)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(百七)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(百八)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(百九)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(百十)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(百十一)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(百十二)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(百十三)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(百十四)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(百十五)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(百十六)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(百十七)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(百十八)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(百十九)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(百二十)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(百二十一)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(百二十二)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(百二十三)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(百二十四)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(百二十五)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(百二十六)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(百二十七)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(百二十八)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(百二十九)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(百三十)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(百三十一)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(百三十二)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(百三十三)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(百三十四)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(百三十五)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(百三十六)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(百三十七)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(百三十八)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(百三十九)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(百四十)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(百四十一)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(百四十二)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(百四十三)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(百四十四)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(百四十五)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(百四十六)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(百四十七)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(百四十八)	2	2	2	2	2	2	2	8
総合教育科目	英語(百四十九)	2	2	2	2	2	2	2	8
	英語(百五十)	2	2						



後期	1年次			2年次			3年次			4年次		
	区分	科目名	配当教室	区分	科目名	配当教室	区分	科目名	配当教室	区分	科目名	配当教室
月	1	必:情報基礎(二)AB	コンピ1、4		中国語(四)A	112						
	2	スホーウ・レクリエーション(二)AB	アリーナ		必:食品衛生学	241		必:農業経営学	541			
	3	必:食農基礎実験	1883、1884					必:国際食農商品戦略論	541			
	4	必:食農基礎実験	1883、1884		調理学 食農と協同組合	333 341		農業生産と気象	541			
	5											
	6											
火	1	フランス・ポルトガル語(二)A	112		TOEIC英語(二)A～F	221、222、223、224、321、322		学習と参加の理論	344			
		中国語(二)	113		グローバル・コミュニケーション・プロジェクト	241						
	2	必:植物生産・生理学 タイ語(二)A	233 224					フードコーディネーター論	344			
		フランス・ポルトガル語(二)B	112									
	3	インドネシア語(二)A～B スペイン語(二)A	212、213 311		地学	244		必:国際食農科学演習(二)	344		食農とメディア	341
	4	インドネシア語(二)C～D 数学	312、313 331		必:食器材科学(二)	244					必:国際食農科学演習(四)	341
水	1	タイ語(二)B	111									
	2	物理学	233									
	3	日本国憲法	132									
	4	インターナショナル・ビジネス(二)	141					インターンシップ	142			
	5	日本史	142		地理学	242						
	6	必:国際食農教育・学習論	241		食農文化論	244						
木	1	必:英語(二)A～C	312、313、412		必:食農作物学	341		農村女性性論	333		ビジネス英語A～C	521、522、523
	2	ハンガール・韓国語(二)A	111		必:消費経済学	341		行動経済学	244			
	3	経営学入門	142					比較食文化史	244			
	4	ハンガール・韓国語(二)B	111		スペイン語(四)	313		植物育種学	241			
	5	経済学入門	141									
	6											
金	1	必:食農基礎実習	伊勢原農場		必:食農専門実習	伊勢原農場						
	2	必:食農基礎実習	伊勢原農場		必:食農専門実習	伊勢原農場		英会話(二)A～C	213、223、324			
	3	必:食農基礎実習	伊勢原農場		必:食農専門実習	伊勢原農場		調理学実習	調理第一			
	4	必:食農基礎実習	伊勢原農場		必:食農専門実習	伊勢原農場		調理学実習	調理第一			
	5											
	6											
集中	1	スペイン語(二)C 文化人類学	112 243		中国語(四)B	113						
	2	スペイン語(二)D フランス語(二)D	112 111		フランス語(四)A	113		英語リーディング(二)	211			
	3	共通演習	233		フランス語(四)B 中国語(四)C	411 412		食品機能学実験	1883、1884			
	4				必:英語(四)A～C	211、212、225		食品機能学実験	1883、1884			
	5											
	6											
集中												
					必:食品分析学実験							
					必:食農フェアームステイ							

平成32年度 利用教室稼働率<前学期>

		1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限	曜日別計	
前学期 月曜日	使用教室	42	42	50	36	14	6	190	
	総数	84	84	84	84	84	84	504	
	稼働率	50%	50%	60%	43%	17%	7%	38%	
前学期 火曜日	使用教室	38	43	35	45	13	4	178	
	総数	84	84	84	84	84	84	504	
	稼働率	45%	51%	42%	52%	15%	5%	35%	
前学期 水曜日	使用教室	39	67	43	42	15	7	213	
	総数	84	84	84	84	84	84	504	
	稼働率	46%	80%	51%	51%	18%	8%	42%	
前学期 木曜日	使用教室	39	46	41	40	14	7	187	
	総数	79	79	79	79	79	79	474	
	稼働率	49%	58%	52%	51%	18%	9%	39%	
前学期 金曜日	使用教室	39	48	51	46	10	5	199	
	総数	79	79	79	79	79	79	474	
	稼働率	48%	61%	65%	58%	13%	6%	42%	
前学期 時限別 小計	使用教室	197	246	220	209	66	29		
	総数	410	410	410	410	410	410		
	稼働率	48%	60%	54%	51%	16%	7%		
前学期 合計	使用教室	967							
	総数	2,460							
	稼働率	39%							

		稼働率
0~10%		5
11~20%		5
21~30%		0
31~40%		0
41~50%		8
51~60%		9
61~70%		2
71~80%		1
81~90%		0
91~100%		0

平成32年度 利用教室稼働率<後学期>

		1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限	曜日別計	
後学期 月曜日	使用教室	38	40	44	34	11	5	172	
	総数	84	84	84	84	84	84	504	
	稼働率	45%	48%	52%	40%	13%	6%	34%	
後学期 火曜日	使用教室	38	44	39	45	10	5	181	
	総数	84	84	84	84	84	84	504	
	稼働率	45%	51%	48%	54%	12%	6%	36%	
後学期 水曜日	使用教室	34	51	40	39	10	5	179	
	総数	84	84	84	84	84	84	504	
	稼働率	39%	61%	48%	46%	12%	6%	36%	
後学期 木曜日	使用教室	33	46	41	38	14	4	176	
	総数	84	84	84	84	84	84	504	
	稼働率	39%	55%	49%	45%	17%	5%	35%	
後学期 金曜日	使用教室	30	33	55	45	6	2	171	
	総数	84	84	84	84	84	84	504	
	稼働率	36%	39%	65%	54%	7%	2%	34%	
後学期 時限別 小計	使用教室	173	214	219	201	51	21		
	総数	420	420	420	420	420	420		
	稼働率	41%	51%	52%	48%	12%	5%		
後学期 合計	使用教室	879							
	総数	2,520							
	稼働率	35%							

稼働率	
0~10%	6
11~20%	4
21~30%	0
31~40%	4
41~50%	9
51~60%	5
61~70%	2
71~80%	0
81~90%	0
91~100%	0

世田谷キャンパス 教室利用状況台帳

生命:生命科学部、バイオ:バイオサイエンス学科、  
 分化:分子生命化学科、分微:分子微生物学科  
 創成:地域創成科学科、食農:国際食農科学科 (それぞれの学科名の後ろは学年を示す)  
 「×」:既設学科にて教室配当済み

前学期/月曜日

教室名	定員	1限	2限	3限	4限	5限	6限
111	92	食農2		創成2	創成2		×
112	92	創成3	創成3	創成3	創成3		
113	92	×	×	×			×
131	304	×	×	食農2	創成1	×	
132	304		×	食農1	食農1	生命1	
141	306	×	食農2	×	×	生命1	
142	306	×	生命2	×	×	×	
211	92	×	×	×			
212	92	創成1		×		×	
213	92	×		×			
221	46	創成1	創成1	×			
222	46	創成1	創成1	×	×		
223	46	創成1	創成1	×			
224	46	創成1		×	×		
225演習室	24						
231	232	×	×	×	×	創成1	創成1
232	232	×		×		全学1	全学1
233	169		分化3	分化3	×		×
241	169		食農2	食農2	×		
242	232	×	×	×	×		
243	232	×					
244	169		分化1	分化1	×		
311	92	分化1	×	×			
312	92	分化1		×			
313	92	分化1	×	×			
321	46	分化1		×			
322	46	×	×	×			
323	46	×	×	×			
324	46	×	×			×	
325演習室	24						
331	232	×	×	×	×		
332	232	×		×			
333	169	分微2	分微1		×		
341	169		バイオ3		食農2		
342	232		×	×	×		
343	232	×	×	×			
344	169		×	バイオ2	バイオ1		
411	92	分化2	×	×		×	
412	92	分化2		×			
413	92	分化2		生命1	生命1		
421演習室	40	分化2	×				
422演習室	40	分化2	×				
423演習室	24						
424演習室	24						
425演習室	24						
426演習室	24			×			
431	232		×	×	×		
432	232						
433	169			×	×		
441	169				食農1		
442	232			×	×		
443	232				×		
444	169			バイオ3	バイオ3	バイオ3	
511	92	×	×	×	×	×	
512	92	×		×			
513	92	分化1					
521演習室	40						
522演習室	40						
523演習室	24						
524演習室	24						
525演習室	24						
526演習室	24						
531	232		×	×	×		
532	232		×	×			
533	169		食農3	食農3	食農3		
541	169		×	×	×		
542	232	×	×	×			
543	232	×	×		×		
544	169			×			
621演習室	40						
622演習室	40						
623演習室	25						
624演習室	25						
625演習室	25						
626演習室	25						
632	169			分微3	分微3	分微3	
633	169						
コンピ1	104	食農1	×	×	×	×	
コンピ2	48		×	×	×		
コンピ3	48		×	×	×		
コンピ4	104	食農1	×	×	×	×	×
コンピ5	64	×	×	×	×		
百周年	1083			×			
アリーナ		分微1	食農1				
使用教室		42	42	50	36	14	6
総数		84	84	84	84	84	84
稼働率		50%	50%	60%	43%	17%	7%

前学期／火曜日

教室名	定員	1限	2限	3限	4限	5限	6限
111	92	生命1	生命1		食農1		
112	92				食農1		
113	92		×		分微2	×	×
131	304	×	×	×		×	
132	304		×			生命1	
141	306	食農2		×		食農1	
142	306	食農2		×	×	×	
211	92	創成1	創成1	創成1	×		
212	92	創成2	創成2	創成2	創成2		
213	92	創成3	創成3	創成3	×		
221	46	食農2	×	食農1	×		
222	46	食農2	食農1	食農1	×		
223	46	食農2	食農1	食農1	×	×	
224	46	食農2	食農1		×	×	
225演習室	24				×		
231	232	×	×		創成1	創成1	
232	232					生命1	
233	169		×	×	×		
241	169	×	食農2	×	食農1	分微4	
242	232	×		×	食農2		
243	232	×		×			
244	169	×	食農2	×	分微3		
311	92				×		
312	92			×	分微2		
313	92				×		
321	46	食農1	食農1				
322	46	食農1	×		×		
323	46	食農2	×		×		
324	46	食農2	×		×		
325演習室	24						
331	232			×	×		
332	232	×	×	×	×		
333	169		×	×	食農4		
341	169	食農3	食農3	食農3			
342	232	×					
343	232	×	×		×		
344	169	分化1	食農1	分化1			
411	92		×		×		
412	92		生命3	×			
413	92						
421演習室	40				×		
422演習室	40				×		
423演習室	24						
424演習室	24						
425演習室	24						
426演習室	24		×				
431	232						
432	232	×	×	×			
433	169	分微2	分微2	分微1	分微1		
441	169	バイオ3	バイオ1	バイオ1			
442	232		×	バイオ3	バイオ3	バイオ3	
443	232						
444	169		バイオ2	バイオ2	×		
511	92		×				
512	92						
513	92			×			
521演習室	40				×		
522演習室	40				×		
523演習室	24						
524演習室	24						
525演習室	24						
526演習室	24						
531	232	×	×				
532	232	×	×		×		
533	169	×	×	×	×		
541	169		分化2	×	×		
542	232		×				
543	232		×		×		
544	169		×				
621演習室	40				×		
622演習室	40				×		
623演習室	25						
624演習室	25						
625演習室	25						
626演習室	25						
632	169						
633	169						
コンピ1	104	×	×	×			
コンピ2	48	×	×	×	創成1	×	×
コンピ3	48	×		×	創成1	×	×
コンピ4	104	×	×	×	創成1		×
コンピ5	64	×					
百周年	1083	×		×			
アリーナ		×	×	×	×		
使用教室		38	43	35	45	13	4
総数		84	84	84	84	84	84
稼働率		45%	51%	42%	54%	15%	5%

前学期/水曜日

教室名	定員	1限	2限	3限	4限	5限	6限
111	92	生命1	×	×	食農2		
112	92		×	×	生命1		
113	92	×	×	×			
131	304				×		
132	304	×	×				
141	306	生命2	×	×		×	
142	306	生命2	×		×	全学1	全学1
211	92	創成4	創成4				
212	92	×	創成1	×	×	×	
213	92		食農1	×			
221	46	創成1	×		×		
222	46	創成1	×				
223	46	創成1	食農1		×	×	
224	46		×	×		×	×
225演習室	24						
231	232		×	×	食農1	×	
232	232		×	×	×	創成1	創成1
233	169	食農3	食農3	食農1	食農1	×	分微3
241	169		分化1	分化1		×	
242	232	バイオ3	バイオ3	×	×		
243	232	×	×	食農1	×		
244	169		×	×	×	×	
311	92		×	×	×		
312	92		創成3	×			
313	92		×		創成3		
321	46		×		×		
322	46		×	×	×		
323	46	×	×		×		
324	46	×	×		×		
325演習室	24		×				
331	232		バイオ1		×		
332	232	×	×	×	×		
333	169		×	食農1	×		×
341	169		分化4	×		×	
342	232	×	×	×			
343	232	×	×	×	×		
344	169	分化3	分化3	分化3			
411	92	×	×	×			
412	92		食農1	×	×	×	
413	92	×	×	×	×		
421演習室	40		×	×	バイオ4		
422演習室	40		バイオ2	×	バイオ4		
423演習室	24	×	×				
424演習室	24						
425演習室	24						
426演習室	24		×				
431	232	×	×				
432	232	×	×				
433	169	×	×				
441	169	食農2	食農2	食農2			
442	232	×					
443	232	×	×	×	×		
444	169		×	×	×		
511	92	×	×				
512	92	×	×				
513	92	×	×	×			
521演習室	40		食農4	×	バイオ4		
522演習室	40		食農4	×	バイオ4		
523演習室	24		食農4				
524演習室	24		バイオ2				
525演習室	24						
526演習室	24						
531	232	×					
532	232	×	×	×	×		
533	169		×				
541	169		分微2	分微3			
542	232	×	×	×	×		
543	232	×	×	×	×	×	×
544	169						
621演習室	40		分化2		バイオ4		
622演習室	40		分化2		バイオ4		
623演習室	25						
624演習室	25						
625演習室	25						
626演習室	25						
632	169						
633	169						
コンビ1	104		×	×	バイオ1		
コンビ2	48	分化1	×	×	バイオ1		
コンビ3	48	分化1	×	×	バイオ1		
コンビ4	104	分化1	×	×	バイオ1		
コンビ5	64				分微3	分微3	
百周年	1083					×	×
アリーナ		×	×	×	×		
使用教室		39	67	43	42	15	7
総数		84	84	84	84	84	84
稼働率		46%	80%	51%	50%	18%	8%

前学期／木曜日

教室名	定員	1限	2限	3限	4限	5限	6限
111	92	分微1		創成3	創成3	×	
112	92	分微1	×		×		×
113	92	×			×		
131	304	×	×	×	×	創成1	創成1
132	304			×	×		
141	306			×	×	×	
142	306		×	×	×	全学1	全学1
211	92	分微1		創成2	創成2		
212	92	分微1	創成1	×	創成1		
213	92	分微1		×	×		
221	46	創成3	創成3	×			
222	46	創成3	創成3	×	×		×
223	46		×	×		×	
224	46		×	×	×		
225演習室	24						
231	232	×	×	×	×		
232	232			×			
233	169	食農1	食農1	×			
241	169	食農2	食農2				
242	232	×	×	×	×		
243	232	×	×			×	
244	169	バイオ1	バイオ1				×
311	92	分微2			×		
312	92	分微2			×		
313	92	分微2			×		
321	46	×	創成3	×			
322	46	分微2	食農3				
323	46	分微2	食農3	×			
324	46		食農3	×	×		
325演習室	24						
331	232	×	×	×	生命1	×	
332	232	×	×				
333	169		分微1	×			
341	169		分微2	×			×
342	232		×		×	×	
343	232	×	×				
344	169		バイオ2	分微3	分微3	分微3	
411	92			×	×		
412	92	×			×		
413	92						
421演習室	40		×	生命1	×		
422演習室	40		×	生命1	×		
423演習室	24		×	生命1	×		
424演習室	24						
425演習室	24						
426演習室	24						
431	232	×		×	×		
432	232	×	×	×			
433	169			×	×		
441	169		×	×	×	×	
442	232	×	×				
443	232	×	×	×	×		
444	169	×	分化3	分化3	分化3		
511	92					×	
512	92						
513	92						
521演習室	40		×				
522演習室	40		×				
523演習室	24						
524演習室	24						
525演習室	24						
526演習室	24						
531	232	×					
532	232		×	バイオ2	バイオ2	バイオ2	
533	169	分化2	分化2	分化2			
541	169				×		
542	232	×	×	×	×		
543	232		×		×		
544	169						
621演習室	40		×				
622演習室	40		×				
623演習室	25						
624演習室	25						
625演習室	25						
626演習室	25						
632	169	バイオ3	バイオ3	バイオ3	バイオ3	バイオ3	
633	169						
コンピ1	104	×	×				
コンピ2	48	×	×	×	×		
コンピ3	48	×	×	×	×		
コンピ4	104	×		×	×	×	×
コンピ5	64	×	×	×	×		
百周年	1083						
アリーナ							
使用教室		39	46	41	40	14	7
総数		79	79	79	79	79	79
稼働率		49%	58%	52%	51%	18%	9%

前学期/金曜日

教室名	定員	1限	2限	3限	4限	5限	6限
111	92	創成1	創成2	×	×		×
112	92	食農1	創成2	×	×		
113	92	食農2	創成2	×	×		
131	304	×	×	×	×	創成1	
132	304	×	×	×	×	創成1	
141	306		×	×	×	×	
142	306	食農1	食農1		食農1	全学	全学1
211	92	バイオ1	創成2	×	×	×	
212	92	バイオ1	食農1	×	×		
213	92	バイオ1	食農1	創成1	×	×	
221	46	バイオ1	×	食農3	×		
222	46	バイオ1	創成1	食農3	×		
223	46	バイオ2	創成1	食農3	×		
224	46	バイオ2		食農3	食農2		
225演習室	24						
231	232		×	×	×	×	
232	232				創成1	創成1	創成1
233	169	食農3	食農3	分微3			分微3
241	169		分化1	バイオ3			
242	232	×	×		×		
243	232		×	×			
244	169		分微1	分微1		×	×
311	92	バイオ2	食農2		×		
312	92	×	×	創成2	×		
313	92	バイオ2		×	×		
321	46	×	創成1		×		
322	46	×	×	×	食農2		
323	46	×	×	×	食農2		
324	46	×	×	×	×		
325演習室	24						
331	232				×		
332	232	×	×	×	×		
333	169		バイオ1	×	×		
341	169	×	食農2	食農1			
342	232		×	×	×		
343	232	×	×				
344	169	×	×	分微2			
411	92	バイオ2		食農2	×		
412	92			食農2	×		
413	92		×	食農3			
421演習室	40		創成1		×		
422演習室	40				×		
423演習室	24						
424演習室	24						
425演習室	24						
426演習室	24			×	×		
431	232			×			
432	232	×	×	×			
433	169		分化2	分化2			
441	169	×	×	×	×		
442	232	×	×	×	×		
443	232	×					
444	169		バイオ2	×			
511	92	×	×	×	×		
512	92	×	×	×	×		
513	92	×	×	食農3	×		
521演習室	40				×		
522演習室	40				×		
523演習室	24						
524演習室	24						
525演習室	24						
526演習室	24						
531	232	×	×	×	×		
532	232		×		×		
533	169						
541	169						
542	232	×	×	×	×		
543	232		×				
544	169			×	×		
621演習室	40						
622演習室	40						
623演習室	25						
624演習室	25						
625演習室	25						
626演習室	25						
632	169		×	バイオ2	バイオ2	バイオ2	
633	169						
コンピ1	104	分微1		×			
コンピ2	48			×			
コンピ3	48			×			
コンピ4	104	分微1		×			
コンピ5	64		×	×	×		
百周年	1083						
アリーナ		分化1	×	×			
使用教室	39	48	51	46	10	5	
総数	79	79	79	79	79	79	79
稼働率	49%	61%	65%	58%	13%	6%	

世田谷キャンパス 教室利用状況台帳

生命:生命科学部、バイオ:バイオサイエンス学科、  
 分化:分子生命化学科、分微:分子微生物学科  
 創成:地域創成科学科、食農:国際食農科学科 (それぞれの学科名の後ろは学年を示す)  
 「×」:既設学科にて教室配当済み

後学期/月曜日

教室名	定員	1	2	3	4	5	6
111	92	創成1	×	×			
112	92	食農2	×	×		×	×
113	92	×	×	×			×
131	304	×			×		
132	304		×	×			
141	306	×	×	×			
142	306	×			×		
211	92	分化1		創成2	創成2		
212	92	創成3		創成3	×	×	
213	92	分化1		バイオ4			
221	46	創成1	創成1	×			
222	46	創成1	×	×			
223	46	創成1	創成1	×			
224	46	×	創成1	×			
225演習室	24		×				
231	232		×	×	×	×	
232	232	創成2	×	×	×	×	
233	169	×	×	×	×		
241	169	バイオ3	食農2	×	×		×
242	232		×	×	バイオ1	×	
243	232		×		×		
244	169	生命1	生命1				
311	92	×		×			
312	92	×		×	×		
313	92	×	×	×			
321	46	創成1		×	×		
322	46	分化1		×			
323	46	×	×	×			
324	46	分化1	×	バイオ4		×	
325演習室	24						
331	232		×				
332	232	×	×	×	×		
333	169		生命3	×	食農2		
341	169		分微2	×	食農2		
342	232		×		×		
343	232						
344	169		×	分微3	分微3		
411	92	分化1		×		×	
412	92	×		×			
413	92	分化2		×			
421演習室	40				×		
422演習室	40	×					
423演習室	24				×		
424演習室	24						
425演習室	24						
426演習室	24			×			
431	232				×		
432	232				×		
433	169		×		×		
441	169		×				
442	232		×	×	×		
443	232		×	×	×		
444	169			バイオ4	×		
511	92	分化2		×			
512	92	分化2		バイオ4			
513	92	分化2		バイオ4			
521演習室	40	分化2					
522演習室	40						
523演習室	24						
524演習室	24						
525演習室	24						
526演習室	24						
531	232		×	×	×		
532	232		×				
533	169		バイオ1	バイオ4	×		
541	169		食農3	食農3	食農3		
542	232	×		×	×	×	
543	232	×	×	×	×		
544	169						
621演習室	40						
622演習室	40						
623演習室	25						
624演習室	25						
625演習室	25						
626演習室	25						
632	169						
633	169						
コンビ1	104	食農1	×		×		
コンビ2	48		×		×	×	×
コンビ3	48		×		×	×	×
コンビ4	104	食農1	×		×	×	
コンビ5	64						
百周年	1083			×			
アリーナ		×	食農1				
使用教室	38	40	44	34	11	5	
総数	84	84	84	84	84	84	
稼働率	45%	48%	52%	40%	13%	6%	

## 後学期／火曜日

教室名	定員	1	2	3	4	5	6
111	92	創成2	創成2	創成2	食農1		
112	92	食農1	食農1		食農1		
113	92	食農1	×	×	×		
131	304			×			
132	304	×	×	×	×	食農1	
141	306						全学1
142	306		×		×		全学3
211	92	創成3	創成3		×	×	
212	92	×	食農1	創成4	×		
213	92		食農1		×		
221	46	食農2	×	×	×		
222	46	食農2	×	×	×		
223	46	食農2	×		×	×	
224	46	食農2	食農1		×	×	
225演習室	24				×		
231	232			×	×	×	
232	232			創成1		生命1	
233	169	×	食農1		食農1		
241	169	食農2		分微3	分微3		
242	232	×	×	×	×		
243	232		×	×		×	×
244	169	分微2	分微2	食農2	食農2		
311	92	創成1		食農1	×		
312	92	生命1	生命1	食農1			
313	92		×	食農1	×		
321	46	食農2					
322	46	食農2	×	×			
323	46		×				
324	46		×		×		
325演習室	24						
331	232	×	×	食農1	×		
332	232		×				
333	169	バイオ1	×		×		
341	169		×	食農4	食農4		
342	232	×	×				
343	232	×	×	×	×		
344	169	食農3	食農3	食農3			
411	92				×		
412	92		×		創成3		
413	92						
421演習室	40				×		
422演習室	40				×		
423演習室	24				×		
424演習室	24				×		
425演習室	24						
426演習室	24		×				
431	232	×	×	×			
432	232	×					
433	169	×	×		×		
441	169	×		バイオ2	バイオ2	バイオ2	
442	232		×				
443	232			×			
444	169	×					
511	92						
512	92		×	×			
513	92			×			
521演習室	40				×		
522演習室	40				×		
523演習室	24				×		
524演習室	24				×		
525演習室	24				×		
526演習室	24						
531	232		×	×			
532	232	×	×	×	×		
533	169	分化3	分化3	×			
541	169	分化1		分化1	分化1		
542	232		×	×	×		
543	232		×	×			
544	169	バイオ2	バイオ2				
621演習室	40						
622演習室	40			×			
623演習室	25						
624演習室	25						
625演習室	25						
626演習室	25						
632	169		バイオ3	バイオ3			
633	169						
コンピ1	104	×	×	×			
コンピ2	48	×		×	創成1	×	
コンピ3	48	×		×	創成1	×	
コンピ4	104	×	×	×	創成1		×
コンピ5	64	×					×
アリーナ		×	×	×	×		
百周年	1083						
使用教室		38	44	39	45	10	5
総数		84	84	84	84	84	84
稼働率		45%	52%	46%	54%	12%	6%

## 後学期/水曜日

教室名	定員	1	2	3	4	5	6
111	92		×	食農1	食農1		×
112	92	生命1	創成1	×	生命1	×	
113	92	×	×	×			
131	304	×	×	×	×	×	
132	304			×	×	生命1	
141	306			×	食農1	×	
142	306	食農1	×	食農1	×		
211	92	×	×		×		
212	92		×		×	×	
213	92		×	×			
221	46		×	×	×		
222	46		×	×	×		
223	46		×		×		
224	46		×				×
225演習室	24						
231	232		×		×		
232	232						
233	169		分化1	分化1			
241	169	食農1	×		食農3		
242	232	食農2	×	×	×		
243	232	バイオ2	バイオ1	×	×	×	
244	169	食農2	食農3	食農3	×		
311	92		×				
312	92	×	食農1	×			
313	92		食農1	×	食農2		
321	46		×		×		
322	46		×	×			
323	46	×	×	×	×		
324	46	×	×	×	×		
325演習室	24						
331	232	×			×		
332	232	×	×	×	×		
333	169		食農3	×	×		
341	169		食農2	食農2	×		
342	232	×			×		×
343	232			×			
344	169	×	×		×		
411	92	×	×	×			
412	92		食農1	×		×	×
413	92		創成3	創成3			
421演習室	40	×	×	×			
422演習室	40	×		×			
423演習室	24						
424演習室	24						
425演習室	24						
426演習室	24						
431	232						
432	232						
433	169	分微2	分微2	バイオ2	バイオ2	バイオ2	
441	169	バイオ3	バイオ3	バイオ3			
442	232				×		
443	232		×	×	×		
444	169	×	×				
511	92	×	×				
512	92	×	×				
531	92	×	×				
521演習室	40		食農4	×			
522演習室	40		食農4				
523演習室	24		食農4				
524演習室	24						
525演習室	24						
526演習室	24						
531	232	×	×		×		
532	232	×	×	×	×	×	
533	169		×				
541	169						
542	232			×	×		
543	232	×	×			×	×
544	169	分化2	分化2		×		
621演習室	40			×			
622演習室	40						
623演習室	25						
624演習室	25						
625演習室	25						
626演習室	25						
632	169						
633	169						
コンピ1	104			×	バイオ1		
コンピ2	48	分化1	×	×	バイオ1		
コンピ3	48	分化1	×	×	バイオ1		
コンピ4	104	分化1		×	バイオ1		
コンピ5	64				×		
アリーナ		×	×	×	×		
百周年	1083	×		×			
使用教室		34	51	40	39	10	5
総数		84	84	84	84	84	84
稼働率		40%	61%	48%	46%	12%	6%

後学期/木曜日

教室名	定員	1	2	3	4	5	6
111	92			バイオ1			
112	92		創成2	×			
113	92	分微1		バイオ1			
131	304	×		×	×	×	
132	304	×	×	×	×	創成1	
141	306	×	×	×	×		
142	306	×		×	×	×	
211	92	×	×	×		×	×
212	92		×	×	×	×	
213	92	創成3	食農3	×	×		
221	46	分微1	×	生命1	×		
222	46	分微1	×	生命1	×		
223	46	分微1	食農3	生命1	×	×	
224	46	分微1	×		×		
225演習室	24						
231	232	創成1	×	×	×		
232	232	×	×				
233	169						
241	169	分化3	分化3	分化3		×	
242	232		×	×	×	×	
243	232			×	×		
244	169		×	×	生命1		×
311	92			×	×		
312	92			×	×		
313	92	分微2		バイオ1	×		
321	46	分微2	創成3	バイオ3	×		
322	46	分微2	創成3	バイオ3	×		
323	46	分微2	創成3	バイオ3	生命1		
324	46	分微2	食農3	バイオ3	生命1		
325演習室	24						
331	232			×	×		
332	232	×	×	×			
333	169	バイオ1	バイオ1				
341	169	食農1	食農1		×	×	
342	232	×	×	×			
343	232		×	×			
344	169	食農2	食農2		×		
411	92		×	×			
412	92				×	×	
413	92		×	×			×
421演習室	40		×	バイオ3	×		
422演習室	40		×	バイオ3			
423演習室	24		×				
424演習室	24						
425演習室	24						
426演習室	24		×				
431	232		×	×	×		
432	232			×	×		
433	169		×				
441	169	分化2	分化2	分化2		×	
442	232			×	×		
443	232			×	×		
444	169	バイオ2	バイオ2				
511	92						
512	92						
513	92						
521演習室	40		×				
522演習室	40		×				
523演習室	24						
524演習室	24						
525演習室	24						
526演習室	24						
531	232		×		×		
532	232	×	×		×		
533	169	分微4	×				×
541	169	×	分微1				
542	232			×	×	×	
543	232				×	×	
544	169			バイオ2	バイオ2	バイオ2	
621演習室	40		×				
622演習室	40		×				
623演習室	25						
624演習室	25						
625演習室	25						
626演習室	25						
632	169						
633	169						
コンピ1	104	×	×		×		
コンピ2	48	×	×				
コンピ3	48	×	×				
コンピ4	104	×		×	×		
コンピ5	64				×		
百周年	1083						
アリーナ							
使用教室		33	46	41	38	14	4
総数		84	84	84	84	84	84
稼働率		39%	55%	49%	45%	17%	5%

## 後学期/金曜日

教室名	定員	1	2	3	4	5	6
111	92	創成1	食農1	×	×	×	
112	92	食農1	食農1	×	×		
113	92	食農2	食農2	×	×		
131	304	創成2	×	×	×	×	
132	304			×	×		
141	306		×	×	×		
142	306		×	×			
211	92	バイオ1	食農3	創成2	食農2		×
212	92	バイオ1		創成2	食農2		
213	92	バイオ1	創成2	×	×		
221	46	バイオ1		創成1	×		
222	46	バイオ1		創成1	×		
223	46			創成1	×		
224	46			創成1	×		
225演習室	24				食農2		
231	232	×	×	×		×	
232	232	×	×	×		×	×
233	169		×	食農1			
241	169	分微2	分微1	分微1	分微1		
242	232	×	バイオ1	×	×	×	
243	232	食農1	×	×			
244	169		分化1	分化1	創成1		
311	92	バイオ2		創成2	×		
312	92	バイオ2		×	×		
313	92	バイオ2		×	×		
321	46	バイオ2		創成2	×		
322	46	バイオ2		×	×		
323	46			×	×		
324	46			×	×		
325演習室	24						
331	232			×			
332	232		×	×	×		
333	169	分化3	分化3	×	×		
341	169		×	×	×		
342	232		×	×			
343	232		×	×			
344	169		×	×			
411	92			食農2	×		
412	92			食農2	×		
413	92				×		
421演習室	40				×		
422演習室	40				×		
423演習室	24						
424演習室	24						
425演習室	24						
426演習室	24			×	×		
431	232	×	バイオ3				
432	232			×			
433	169		分微3	分微3			
441	169	×	×	×	×		
442	232						
443	232			×			
444	169		×				
511	92	×	×	×	×		
512	92	×	×		×		
513	92	×	×		×		
521演習室	40				×		
522演習室	40				×		
523演習室	24						
524演習室	24						
525演習室	24						
526演習室	24						
531	232		×	×	×		
532	232	×	×	×	×		
533	169			バイオ3	バイオ3	バイオ3	
541	169						
542	232		×	×	×		
543	232		×	×	×		
544	169			×	×		
621演習室	40						
622演習室	40						
623演習室	25						
624演習室	25						
625演習室	25						
626演習室	25						
632	169						
633	169						
コンピ1	104	分微1		×			
コンピ2	48			×			
コンピ3	48			×			
コンピ4	104	分微1		×			
コンピ5	64						
アリーナ		×	×	×			
百周年	1083	分化1		×			
使用教室		30	33	55	45	6	2
総数		84	84	84	84	84	84
稼働率		36%	39%	65%	54%	7%	2%

世田谷キャンパス 実験実習室利用状況台帳

バイオ:バイオサイエンス学科、分化:分子生命科学科、分微:分子微生物学科、食農:国際食農科学科  
 「×」:既設学科にて配当済み (それぞれの学科名の後ろは学年を示す)

前学期/月曜日

利用分野	教室名	収容人数	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限
化学系	1841	120				×		
	1842	120				×		
	1851	120				×		
	1852	120				分化2		
生物系	1831	128				×		
	1881	85				バイオ3		
	1882	85				バイオ3		
	1883	64						
	1884	64						
食品系	理化学一	120	×		×			
	理化学二	120	×		×			
	調理第二	90						
	調理第二	98						
	給食	60						
	栄養	100						
	臨床	70						
食品加工	100							

後学期/月曜日

利用分野	教室名	収容人数	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限
化学系	1841	120				×		
	1842	120				×		
	1851	120					分化1	
	1852	120					分化2	
生物系	1831	128				×		
	1881	85						
	1882	85						
	1883	64						食農1
	1884	64						
食品系	理化学一	120	×		×			
	理化学二	120	×		×			
	調理第二	90						
	調理第二	98						
	給食	60						
	栄養	100						
	臨床	70						
食品加工	100							

前学期/火曜日

利用分野	教室名	収容人数	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限
化学系	1841	120				×		
	1842	120				×		
	1851	120				×		
	1852	120				分化2		
生物系	1831	128				×		
	1881	85				バイオ3		
	1882	85				バイオ3		
	1883	64						
	1884	64						
食品系	理化学一	120	×		×			
	理化学二	120	×		×			
	調理第一	90	×		×			
	調理第二	98	×		×			
	給食	60						
	栄養	100						
	臨床	70						
食品加工	100	×		×				

後学期/火曜日

利用分野	教室名	収容人数	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限
化学系	1841	120				×		
	1842	120				×		
	1851	120					分微1	
	1852	120					分化2	
生物系	1831	128	×			×		
	1881	85						
	1882	85					バイオ2	
	1883	64						
	1884	64						
食品系	理化学一	120	×		×			
	理化学二	120	×		×			
	調理第一	90						
	調理第二	98					×	
	給食	60						
	栄養	100						
	臨床	70						
食品加工	100							

前学期/水曜日

利用分野	教室名	収容人数	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限
化学系	1841	120				×		
	1842	120				×		
	1851	120				食農3		
	1852	120			×			
生物系	1831	128		×				
	1881	85			×			
	1882	85			×			
	1883	64		分微3		分微2		
	1884	64						
食品系	理化学一	120		×				
	理化学二	120						
	調理第二	90						
	調理第二	98				食農3		
	給食	60						
	栄養	100						
	臨床	70	×					
食品加工	100				バイオ3			

後学期/水曜日

利用分野	教室名	収容人数	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限
化学系	1841	120				×		
	1842	120				×		
	1851	120		分微1				
	1852	120					分化3	
生物系	1831	128						
	1881	85						
	1882	85					バイオ2	
	1883	64						
	1884	64						
食品系	理化学一	120		×				
	理化学二	120						
	調理第一	90	×					
	調理第二	98						
	給食	60						
	栄養	100						
	臨床	70						
食品加工	100							

前学期/木曜日

利用分野	教室名	収容人数	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限
化学系	1841	120				×		
	1842	120				×		
	1851	120				×		
	1852	120				×		
生物系	1831	128						
	1881	85						
	1882	85						
	1883	64		分微3		分微2		
	1884	64						
食品系	理化学一	120	×		×			
	理化学二	120	×		×			
	調理第一	90	×		×			
	調理第二	98						
	給食	60	×		×			
	栄養	100	×		×			
	臨床	70						
食品加工	100							

後学期/木曜日

利用分野	教室名	収容人数	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限
化学系	1841	120				×		
	1842	120				×		
	1851	120				×		
	1852	120				×		
生物系	1831	128						
	1881	85						
	1882	85					バイオ2	
	1883	64						
	1884	64					分微2	
食品系	理化学一	120	×		×			
	理化学二	120	×		×			
	調理第一	90					食農3	
	調理第二	98					×	
	給食	60						
	栄養	100						
	臨床	70	×					
食品加工	100					×		

前学期/金曜日

利用分野	教室名	収容人数	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限
化学系	1841	120				×		
	1842	120				×		
	1851	120				×		
	1852	120				×		
生物系	1831	128						
	1881	85				×		
	1882	85				×		
	1883	64		分微3		分微3		
	1884	64						
食品系	理化学一	120	×					
	理化学二	120	×					
	調理第二	90						
	調理第二	98						
	給食	60	×		×			
	栄養	100	×		×			
	臨床	70	×		×			
食品加工	100							

後学期/金曜日

利用分野	教室名	収容人数	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限
化学系	1841	120				×		
	1842	120				×		
	1851	120				×		
	1852	120				×		
生物系	1831	128	×			×		
	1881	85						
	1882	85					バイオ3	
	1883	64						
	1884	64					食農3	
食品系	理化学一	120						
	理化学二	120				×		
	調理第一	90	×		×			
	調理第二	98	×		×			
	給食	60	×		×			
	栄養	100						
	臨床	70						
食品加工	100							

## ○学校法人東京農業大学財務情報公開に関する 規程

制 定 平成 17 年 4 月 1 日

最近改正 平成 27 年 4 月 1 日

(目的)

**第 1 条** この規程は、私立学校法第 47 条第 2 項に基づき、学校法人東京農業大学(以下「本法人」という。)の財務情報の公開に係る必要な事項を定めるものとする。

(公開の対象となる財務情報)

**第 2 条** 公開の対象となる財務情報は、次の各号に掲げる財務書類をいい、平成 16 年 4 月 1 日以後に始まる会計年度に係るものとする。

- (1) 財産目録
- (2) 貸借対照表
- (3) 収支計算書(資金収支計算書, 活動区分資金収支計算書及び事業活動収支計算書)
- (4) 事業報告書
- (5) 監事による監査報告書(勘定科目と処理事項)

(公開の対象者)

**第 3 条** 公開の対象者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本法人の設置する学校に在学する学生生徒及びその保護者(入学決定者及びその保護者を含む。)
- (2) 本法人の教員及び職員
- (3) 本法人に対する債権者及び抵当権者
- (4) 本法人が特に認めた者

(公開の方法)

**第 4 条** 財務情報の公開の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 閲覧(写しの交付は行わない。)
- (2) 広報誌等刊行物に掲載

2 前項に規定する財務情報の公開内容については、予め、公開の方法別に理事長の承認を得なければならない。

(閲覧の請求手続)

**第 5 条** 前条第 1 項第 1 号に規定する閲覧の請求は、閲覧請求者本人であることの確認を経て、次の各号に掲げる事項を記載した「財務情報閲覧請求書(様式第 1 号)」に基づき行うものとする。

- (1) 請求者の氏名及び住所(法人又はその他の団体等にあつては、その名称、事務所の所在地及び代表者氏名も合わせて記載する。)
- (2) 閲覧を希望する書類
- (3) 閲覧を必要とする理由、目的、用途等

## 法人全般

### 学校法人東京農業大学財務情報公開に関する規程

(公開事務の統括)

**第6条** 本法人の財務情報公開事務に関する統括は、法人本部長が行う。

(公開事務取扱所管、公開事務取扱責任者)

**第7条** 第2条に規定する財務情報を管理し、公開事務を取扱う所管（以下「取扱所管」という。）及び責任者（以下「取扱責任者」という。）は、学校法人東京農業大学経理規程第6条に規定する会計単位別に、次のとおりとする。

会計単位	取扱所管	取扱責任者
法人本部会計 東京農業大学会計 (農学部及び生物産業学部を除く) 東京農業大学短期大学部会計	財務部財務補助金課	財務部長
東京農業大学農学会計	厚木キャンパス事務部総務課	厚木キャンパス事務部長
東京農業大学生物産業学部会計	オホーツクキャンパス事務部総務課	オホーツクキャンパス事務部長
東京情報大学会計	東京情報大学事務局総務課	東京情報大学事務局長
東京農業大学第一高等学校会計 東京農業大学第一高等学校中等部会計	第一高等学校事務部	第一高等学校事務部長
東京農業大学第二高等学校会計	第二高等学校事務部	第二高等学校事務部長
東京農業大学第三高等学校会計 東京農業大学第三高等学校附属中学校会計	第三高等学校事務部	第三高等学校事務部長

2 法人本部長は、必要に応じ、第5条に規定する「財務情報閲覧請求書」の写しの提出を取扱責任者に求めることができる。

(閲覧時間)

**第8条** 閲覧時間は、9時から16時までとする。ただし、学校法人東京農業大学職員勤務時間等規程第4条に規定する休日は、閲覧事務を行わない。

(公開の適用除外)

**第9条** 第3条に規定する公開対象者による公開請求であっても、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、公開しないことができる。ただし、この場合は、その理由を当該公開請求者に提示しなければならない。

- (1) 第8条に規定する閲覧時間外に閲覧請求がなされた場合等、請求権の濫用に当たる場合
- (2) 本法人を誹謗中傷することを目的とする場合等、明らかに不法・不当な目的である場合
- (3) 個人に関わる情報で特定の個人を識別することができる場合又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれのある場合
- (4) 本法人の運営上の機密に関わる情報を含む場合

2 前項第3号に該当する場合であっても、個人情報が含まれる部分を除いて閲覧に供すれば問題が生じないと判断できる場合には、一部公開を行う等、取扱所管の判断により対応できるものとする。

(不服申立て)

**第10条** 公開請求者が不公開、一部不公開等に不服を申し立てた場合は、その取扱いを理事長の承認を得て決定し、当該公開請求者に通知する。

(閲覧手数料)

**第11条** 閲覧は無料とする。

(規程の改廃)

**第12条** この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

**附 則**

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前の会計年度に係るものについては、従前の規程を適用する。

法人全般

学校法人東京農業大学財務情報公開に関する規程

様式第1号 財務情報閲覧請求書(第5条関係)

財務情報閲覧請求書

閲覧請求年月日 平成 年 月 日

【1】 閲覧請求者

請求者 本人 (注1)	氏名		
	住所	〒	
	電話番号		
	本人確認書類	学生生徒証・身分証明書・運転免許証・健康保険証・その他( )	
法人・ 団体 (注1)	名称		
	代表者		
	事務所の所在地	〒	
	電話番号		
所属等 (注2)	学生生徒 (注3)	学校名	
		学科等名	
		学年	
		入学年度	
		学籍等番号	
	保護者 (注4)	学生生徒の氏名	
		学生生徒の学科等名	
		学生生徒の学年	
		学生生徒の入学年度	
		学生生徒の学籍等番号	
	教員・職員	所属	
		職名	
	その他 利害関係者	本法人との関係	

(注1) 請求者が法人・団体の場合は、「直接請求者本人」と「法人・団体」の両方の必要事項を記入してください。

(注2) 該当する欄に必要事項を記入してください。

(注3) 学生生徒には、入学決定者を含みます。

(注4) 保護者には、入学決定者の保護者を含みます。

【2】 閲覧を希望する書類

		閲覧 希望書類 (注2)	閲覧 対象年度 (注3)
公開対象 財務書類	財産目録		
	貸借対照表		
	収支計算書(注1)		
	事業報告書		
	監事による監査報告書		

(注1) 収支計算書は、資金収支計算書及び消費収支計算書です。

(注2) 閲覧を希望する書類の該当欄に「○」を付してください。

(注3) 閲覧を希望する書類の対象年度を記入してください。ただし、対象年度は平成16年度以降になります。

【3】 閲覧を必要とする理由、目的、用途等

(注) できるだけ詳しく記入してください。

取扱責任者	取扱所管長	取扱担当者

【東京農業大学ホームページによる情報公表の項目】(<http://www.nodai.ac.jp/open/index.html>)

<b>I. 教育研究上の基礎的な情報</b>
1. 学部、学科、課程、研究科、専攻ごとの名称及び教育研究上の目的
2. 専任教員数
3. 校地・校舎等の施設その他の学生の教育研究環境（※1）
1) 交通アクセス
2) 校舎等配置図
3) 教室・学生会館等
4. 授業料、入学料その他の大学等が徴収する費用
<b>II. 修学上の情報等</b>
1. 教員組織、各教員が有する学位及び業績 組織図・役割分担 年齢構成
2. 入学者に関する受入方針、入学者数、収容定員、在学者数、卒業(修了)者数、進学者数、就職
1) 入学者に関する受入方針(アドミッションポリシー)
2) 入学者数・収容定員(平成27年度)
3) 入学者の推移
4) 在学者数(平成27年度)
5) 学位授与数(平成26年度)
6) 卒業生数・進路状況(平成26年度)
7) 産業別・職業別等就職状況(平成26年度)
8) 就職先一覧(平成26年度)
9) 就職支援プログラム(平成27年度)
10) 就職対策講座(平成27年度)
3. 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画（シラバス又は年間授業計画の概要）
1) シラバス
2) 年間行事計画
3) 授業科目(方法及び内容)
4. 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準
1) 授業科目の概要
2) 単位・授業・履修
3) 試験
4) 成績(評価)・進級
5) 卒業要件等
6) 時間割
7) 履修に関すること
5. 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
1) 健康管理
2) 課外活動
3) 進路選択
6. 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報(※2)
教育研究上の目的・カリキュラムポリシー
1) 履修モデル
2) 学生生活に関すること
<b>III. 国際交流・社会貢献等</b>
1. 留学生数及び海外派遣学生数
2. 協定相手校
3. 社会貢献活動
4. 大学間連携
<b>IV. 財務情報</b>
1. 学生生徒数
2. 事業報告書
3. 収支計算書
4. 貸借対照表
5. 財産目録
6. 監事による監査報告書
<b>V. 教員養成の状況</b>

※1. キャンパス概要、運動施設概要及びその他の学習環境、主な交通手段等

※2. 履修モデルの設定、主要科目の特長、科目ごとの目標等

# ○学校法人東京農業大学職員就業規則

制 定 平成 27 年 4 月 1 日

## 第 1 章 総則

(目的)

**第 1 条** この就業規則(以下「規則」という。)は、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。)第 89 条に基づき、学校法人東京農業大学(以下「法人」という。)に勤務する職員の就業に関する事項を定めるものである。

2 職員の就業に関し、この規則及びこれに付随する諸規則諸規程に定めのない事項については、労基法その他関係法令の定めにしたがい、法人が定める。

(職員の区分及び職種)

**第 2 条** 職員の区分及び職種は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 専任職員

ア 教務職員

(ア) 学長、副学長、校長、副校長、教頭

(イ) 大学及び短期大学部の教授、准教授、助教

(ウ) 高等学校及び高等学校中等部並びに高等学校附属中学校の教諭

イ 一般職員

事務職員、司書職員、技術職員、技能職員

(2) 任期制職員

ア 教務職員

(ア) 大学及び短期大学部の教授、准教授、助教

(イ) 高等学校及び高等学校中等部並びに高等学校附属中学校の教諭

イ 一般職員

事務職員、司書職員、技術職員、技能職員

(3) 嘱託職員

ア 嘱託教務職員

(ア) 大学及び短期大学部の嘱託教授、嘱託准教授、嘱託助教

(イ) 高等学校及び高等学校中等部並びに高等学校附属中学校の嘱託教諭

イ 一般嘱託

一般嘱託(事務)、一般嘱託(技術)、一般嘱託(用務)、一般嘱託(特別)

(4) 特任教授

(5) 臨時職員

非常勤講師、エクステンションセンター講師、ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタント、臨時雇、クラブ指導者(高等学校及び高等学校中等部並びに高等学校附属中学校勤務者に限る。)

(6) 助手

## 法人全般

### 学校法人東京農業大学職員就業規則

---

- (7) 契約職員
- (8) 学校医  
学校医, 学校歯科医, 嘱託学校医, その他準ずる者(学校薬剤師及びカウンセラー)
- (9) 研究員  
博士研究員, 学術研究員

(適用範囲)

**第3条** この規則は、前条第1号及び第2号に定める専任職員及び任期制職員（以下「職員」という。）に適用する。

2 前条第3号から第9号までの各職員の就業に関する事項は、学校法人東京農業大学有期雇用職員就業規則に定める。

## 第2章 採用, 異動等

### 第1節 採用, 異動, 兼業

(職員の採用)

**第4条** 職員の採用は、次の各号に定める書類の提出を求め、競争試験等により選考する。

- (1) 履歴書
  - (2) 業績調書(指定様式)(大学及び短期大学の教務職員に限る。)
  - (3) 健康診断書(受診3カ月以内のもの。)
  - (4) その他法人が指定するもの
- 2 法人は、大学の教員等の任期に関する法律(平成9年法律第82号)に基づき、大学及び短期大学の教務職員について、期間の定めのある職員を任期制職員として採用することがある。期間を定めて採用する組織、職名、雇用契約期間及び再任の可否に関する事項は、別表1のとおりとする。
- 3 法人は、設置学校等の教諭について、期間の定めのある職員を任期制職員として採用することがある。期間を定めて採用する組織、職名、雇用契約期間及び更新の可否に関する事項は、別表1のとおりとする。
- 4 法人は、一般職員について、期間の定めのある職員を任期制職員として採用することがある。期間を定めて採用する組織、職名、雇用契約期間及び更新の可否に関する事項は、別表1のとおりとする。

(無期雇用契約への転換)

**第5条** 任期制職員のうち無期雇用契約への転換を希望する者は、次の各号いずれかに該当した場合、当該雇用契約期間が、満了する1カ月前までの間に所定様式を人事課に提出することによって無期雇用契約への転換を申し出ることができる。

- (1) 大学及び短期大学の教授、准教授及び助教は、平成25年4月1日以降に法人に最初に採用された日から通算して雇用された期間が10年を超えた者
  - (2) 前号以外は、平成25年4月1日以降に法人に最初に採用された日から通算して雇用された期間が5年を超えた者
- 2 前項に定める通算して雇用された期間は、法人に最初に採用された日以降の雇用契約期間を通算した期間をいい、労働契約法第18条第2項により通算契約期間に算入しないこととされている期間は算入しない。また、この算入しない期間がある場合、それ以降に採用された日を法人に最初に採用された日とする。

- 3 無期雇用契約に転換した場合は、雇用契約期間を除き、従前の労働条件のまま引き続きこの規則を適用する。

(採用手続)

**第6条** 職員として採用された者は、次の各号に定める書類を期日までに提出しなければならない。

- (1) 誓約書(指定様式)
- (2) 雇用契約書(指定様式)
- (3) 身元保証書
- (4) 住民票記載事項証明書
- (5) その他法人が指定するもの

(労働条件の明示)

**第7条** 法人は、職員を採用するとき、採用時の給与、契約期間、就業場所、従事する業務、勤務時間、休日、その他の労働条件を記した労働条件通知書及びこの規則その他諸規則諸規程を交付して労働条件を明示するものとする。

(任命)

**第8条** 東京農業大学及び東京情報大学の学長は、選挙により選任する。

- 2 東京農業大学及び東京情報大学の副学長は、各学長の推薦に基づき、理事会の議を経て任命する。
- 3 東京農業大学短期大学の学長は、東京農業大学の学長の併任とする。
- 4 東京農業大学短期大学の副学長は、東京農業大学の副学長の併任とする。
- 5 高等学校の校長は、理事会の議を経て任命する。
- 6 中等部及び附属中学校(以下「中学校」という。)の校長は、当該の高等学校長の併任とする。
- 7 高等学校の副校長及び教頭は、理事会の議を経て任命する。
- 8 中学校の副校長及び教頭は、理事会の議を経て任命する。
- 9 高等学校及び中学校の校長(以下「校長」という。)の役職任期は、4年とする。ただし、重任を妨げない。重任の任期は、一期2年とする。
- 10 高等学校及び中学校の副校長又は教頭の役職任期は、2年とする。ただし、重任を妨げない。重任の任期は、一期2年とする。
- 11 法人本部の本部長は、一般職員をもってこれに当て、理事会の議を経て任命する。

(任用)

**第9条** 職員の任用に当たっては、氏名、所属及び経歴等を記した書類を提出しなければならない。

**第10条** 法人以外に本務を有する者は、職員として任用することができない。

- 2 法人以外に兼務として職を有する者を任用しようとするときは、事前に理事長の許可を得なければならない。
- 3 職員として任用されたものが、任用後他に兼務しようとするときは、前項の規定を準用する。

(教務職員の資格)

**第11条** 教務職員は、学術の研究に忠実で、教育者として適当な者でなければならない。

- 2 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学及び短期大学部における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者
  - (2) 研究上の業績が前号のものに準ずると認められる者
  - (3) 学位規則(昭和28年文部省第9号)第5条の2に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
  - (4) 大学において、教授又は准教授の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者
  - (5) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者
- 3 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学及び短期大学部における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。
- (1) 前項各号のいずれかに該当する者
  - (2) 大学において准教授、専任の講師又は助教としての経歴(外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。)のある者
  - (3) 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者
  - (4) 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者
  - (5) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者
- 4 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学及び短期大学部における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。
- (1) 第2項各号又は第3項各号のいずれかに該当する者
  - (2) 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者
  - (3) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者
- 5 教諭は、高等学校にあつては高等学校教諭一種以上、中学校にあつては中学校教諭二種以上の教員免許状を有する者とする。

(教務職員の職務)

**第12条** 学長は、大学の業務を掌理し、所属職員を統督する。

- 2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務を掌る。
- 3 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。また、准教授、助教及び助手等教務職員に対して、指導助言を行うものとする。
- 4 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。また、助教及び助手等教務職員に対して、指導助言を行うものとする。
- 5 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。また、助手等教務職員に対して、指導助言を行うものとする。
- 6 高等学校長又は中学校長は、校務を掌り、所属職員を統括する。
- 7 副校長は、校長の命を受け、学校における校務を掌理し、関係職員を指揮監督するとともに、必要に応じ生徒の教育を掌る。
- 8 教頭は、校長及び副校長を助け、校務を整理し、必要に応じ生徒の教育を掌る。
- 9 教諭は、生徒の教育を掌り、教育の業務遂行のための校務に従事するものとする。

(一般職員の資格)

**第13条** 一般職員は、業務に誠実で、法人の職員として適当な者でなければならない。

(一般職員の職務)

**第14条** 事務職員は、主として一般の事務に従事する。

2 司書職員は、図書館法による司書の資格を有する者で、主として図書館の業務に従事する。

3 技術職員は、専門の技術を有し、主としてその技術に基づく業務に従事する。

4 技能職員は、業務に必要な技能を有し、主として現業に従事する。

(呼称)

**第15条** 第2条第1号及び第2号に定める教授、准教授及び助教のうち、東京農業大学短期大学部に所属する教務職員は、東京農業大学の教務職員として、当該資格の職名を呼称することができる。

(大学院の指導教授等)

**第16条** 大学院各研究科各専攻の指導教授及び指導准教授には、各専攻の基礎となる各学部各学科及び附属施設の教授及び准教授をもってこれに充てる。

(任期制教員の業績審査)

**第17条** 第2条第2号アの(ア)に定める任期制教務職員については、雇用契約期間満了日の6カ月前までに次の各号について審査を行い、当該者にその結果を通知する。

- (1) 教育業績
- (2) 研究業績
- (3) 学内貢献業績
- (4) 社会的貢献業績
- (5) 専任化後の研究・教育への取り組み姿勢など将来計画に関する事項

2 前項に規定する業績審査は、教授会において審査し、人事委員会が行う。

3 第1項第1号から第5号に規定する業績等の審査基準は、別に定める。

(任期制教諭の適正評価)

**第18条** 第2条第2号アの(イ)に定める任期制教務職員については、在任中における教員としての適正評価基準に基づき、雇用契約期間満了日の6カ月前までに審査を行い、当該者にその結果を通知する。

2 前項に規定する適正評価の審査は、人事委員会第三専門委員会が行う。

3 第1項に規定する適正の評価基準は、別に定める。

(任期制一般職員の人事評価)

**第19条** 第2条第2号イに定める任期制一般職員については、在任中の業務遂行状況に基づき人事評価を行い、雇用契約期間満了日の6カ月前までに審査を行い、当該者にその結果を通知する。

2 前項に規定する人事評価の審査は、人事委員会第二専門委員会が行う。

3 第1項に規定する人事評価の基準は、別に定める。

(専任職員への採用)

**第20条** 第17条から第19条に規定する審査において、それぞれの基準に照らして基準を満たすと評価された者については、人事委員会の議を経て法人の専任職員として採用する。

(雇用契約期間満了の通知)

## 法人全般

### 学校法人東京農業大学職員就業規則

---

**第 21 条** 第 17 条から第 19 条に規定する審査あるいは評価において、基準に照らして基準に達しないと評価された者には、雇用契約期間満了日をもって雇用契約を終了する旨を雇用契約期間満了日の 6 カ月前までに人事委員会の議を経て文書を持って通知する。  
(職員の人事)

**第 22 条** 職員の人事は、原則として所属長の内申に基づき、人事委員会の議を経て、理事長がこれを行う。  
(昇格)

**第 23 条** 職員の昇格は、選考による。

2 前項の選考は、その職員の業績審査又は人事評価の結果に基づいて行う。

3 昇格は、原則として毎年 4 月及び 10 月の 2 回にこれを行う。

4 特別の事情のある場合は、臨時にこれを行う。

(降任、降格及び降給)

**第 24 条** 法人は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、降任、降格及び降給することができる。

(1) 人事評価の結果が不良のとき。

(2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えないとき。

(3) 職務を遂行するために必要な適格性を欠くとき。

(4) 第 53 条の規定により、懲戒処分を受けたとき。

(5) 本人が希望し、これを法人が認めたとき。

(6) その他前各号に準ずる事由があるとき。

(人事異動)

**第 25 条** 法人は、業務上の必要により職員の所属変更及び出向を命ずることがある。

2 職員は、正当な理由がない限り、所属変更及び出向を拒むことはできない。

(兼業)

**第 26 条** 職員は、理事長の許可を受けた場合でなければ、法人以外の他の業務に従事し、又は自ら営利企業を営んではならない。

(出向)

**第 27 条** 職員の出向に関する事項は、学校法人東京農業大学出向規程に定める。

### 第 3 章 服務規律

(倫理)

**第 28 条** 職員は、学校法人東京農業大学倫理規程(以下「倫理規程」という。)を遵守し、倫理の保持に努めなければならない。

(個人情報保護)

**第 29 条** 職員の個人情報の保護に関する事項は、学校法人東京農業大学個人情報保護規程に定める。

(ハラスメントの防止)

**第 30 条** 職員のハラスメントの防止に関する事項は、学校法人東京農業大学ハラスメント防止規程に定める。

### 第 4 章 勤務時間、休日及び休暇等

(勤務時間、休日及び休暇等)

**第 31 条** 職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する事項は、学校法人東京農業大学職員勤務時間等規程(以下「勤務時間等規程」という。)に定める。

## 第5章 休職等

### 第1節 休職

(休職)

**第32条** 職員が、次の各号のいずれかに該当するときは、人事委員会の議を経て休職を命ずる。

- (1) 法人の事業経営上止むを得ない都合のあるとき。
- (2) 本人が休職を願い出て法人に許可されたとき。
- (3) 事故欠勤継続(勤務時間等規程第4条に定める休日を含む。)45日に達したとき。
- (4) 職務によらない傷病により次の期間欠勤したとき。
  - ア 勤続6カ月以上5年未満の者 継続3カ月(勤務時間等規程第4条に定める休日を含む。)又は6カ月間に120日
  - イ 勤続5年以上の者 継続4カ月(勤務時間等規程第4条に定める休日を含む。)又は6カ月間に150日
  - ウ 結核性疾患の場合は、ア、イの勤続期間にかかわらず、いずれも1カ年とする。ただし、事情により欠勤日数を延長することができる。
- (5) 労働安全衛生法第66条による健康診断に基づいて命ぜられた休務が、6カ月(結核の場合は1年)を経過したとき。
- (6) 心身の障害のため勤務に耐えないと法人に認められたとき。

(休職の期間)

**第33条** 休職の期間は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号、第2号及び第3号によるときは、休職の事由に基づき、その都度人事委員会の議を経て定める。
- (2) 前条第4号、第5号及び第6号によるときは、
  - ア 勤続6カ月以上1年未満の者 2カ月
  - イ 勤続1年以上3年未満の者 6カ月
  - ウ 勤続3年以上5年未満の者 8カ月
  - エ 勤続5年以上の者 1年6カ月

なお、勤続5年以上の者については、人事委員会の議を経て、1年6カ月を経過した後、6カ月の範囲で延長することができる。ただし、前条第4号及び第5号の事由が結核性疾患の場合は、勤続年数にかかわらず3年とする。

(休職中の身分)

**第34条** 休職期間中は、職員の身分を保有するが、その業務に従事することはできない。

(業務の引継)

**第35条** 職員が休職を命ぜられたときは、担当業務につき後任者又は所属長に引継がなければならない。

(復職)

**第36条** 休職の事由が消滅したときは、復職する。ただし、休職の事由が第32条第4号、第5号及び第6号に該当する場合は、医師の診断書等に基づき法人が判断する。この場合において、法人が医師を指定することがある。

2 休職中の職員が復職する場合は、原則として原職に復帰させる。ただし、業務上の都合その他の事情により他の職務に就かせることができる。

## 第2節 育児休業及び介護休業

(育児休業)

**第37条** 職員の育児休業に関する事項は、学校法人東京農業大学育児介護休業規程に定める。

(介護休業)

**第38条** 職員の介護休業に関する事項は、学校法人東京農業大学育児介護休業規程に定める。

## 第6章 出張及び留学

(出張及び留学)

**第39条** 職員の出張及び留学に関する事項は、学校法人東京農業大学出張旅費規程に定める。

## 第7章 給与

(給与)

**第40条** 職員の給与に関する事項は、学校法人東京農業大学職員給与規程に定める。

## 第8章 定年、退職及び解雇

(退職事由)

**第41条** 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める日をもって退職とし、職員としての身分を失うものとする。

(1) 本人が死亡したとき。

死亡日

(2) 第42条の規定により定年に達したとき。

定年退職日

(3) 第43条の規定により退職願を提出し、理事長が承認したとき。

理事長が退職日として承認した日

(4) 第32条の規定により休職を命じられている者が、休職事由が消滅又は休職期間が満了してもなお復職できないとき。

休職事由が消滅した日又は休職期間の満了日(引き続き休職となった場合を除く。)

(5) 期間を定めて雇用されている場合、その期間を満了したとき。

雇用契約期間満了日

(6) 行方不明や無断欠勤が暦日により引き続き30日以上に及んだとき。ただし、疾病その他特別でやむを得ない理由によるものであったと理事長が認めるときは、退職を取り消すことができる。

理事長が退職日として定めた日

(定年退職)

**第42条** 職員の定年は、満65歳とし、定年に達する年度の3月31日を定年退職日とする。ただし、学長については定年を定めない。

(自己都合退職)

**第43条** 職員は、退職しようとするときは、退職しようとする日の30日前までに、退職の理由及び退職しようとする日を記載した退職願を提出しなければならない。

2 退職の際は、退職日までに引継ぎを遺漏なく行うため、前項の期間は従前の職務に服さなければならない。

3 年次有給休暇の取得を希望する者は、前項を考慮し、余裕のある退職日の希望設定をしなければならない。

(解雇)

**第 44 条** 職員が次の各号のいずれかに該当したときは、解雇することができる。

- (1) 勤務実績が著しく不良で、改善の見込みがなく、職員としての職責を果たし得ないとき。
- (2) 身体もしくは精神の故障のため勤務に耐えないと認められたとき。
- (3) 職務を遂行するために必要な適格性を欠くとき。
- (4) 懲戒解雇のとき。
- (5) 法人以外に本務を有するに至ったとき。

(解雇制限)

**第 45 条** 前条の定めにかかわらず、次のいずれかに該当する期間は解雇しない。

- (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後 30 日間
- (2) 産前産後の女性職員が労基法第 65 条の規定により休業する期間及びその後 30 日間

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。

- (1) 天災事変その他やむを得ない事由のため事業の継続が不可能になったときで、あらかじめ労働基準監督署長の認定を受けたとき。
- (2) 業務上の疾病等により休業中の者が、療養開始後 3 年を経過した日に労働者災害補償保険の傷病補償年金を受けているとき、もしくは同日後に傷病補償年金を受けることになったとき。

(解雇予告)

**第 46 条** 第 44 条の規定により職員を解雇する場合は、少なくとも 30 日前に予告をする。当該予告しないときは、平均賃金の 30 日分以上の解雇予告手当を支払う。ただし、予告の日数については、解雇予告手当を支払った日数だけ短縮することができる。

2 前項の規定にかかわらず、職員の責に帰すべき事由に基づく解雇につき、労働基準監督署長の解雇予告除外認定を受けた場合は、予告することなく即時に解雇する。

(退職等の証明書)

**第 47 条** 退職又は解雇された職員が、退職証明書の交付を請求した場合は、遅滞なくこれを交付する。

2 職員が前条第 1 項前段の規定により解雇予告された日から解雇の日までの間において、当該解雇予告理由について証明書の交付を請求した場合は、理事長は遅滞なくこれを交付する。

## 第 9 章 退職金

(退職金)

**第 48 条** 職員の退職金に関し必要な事項は、学校法人東京農業大学職員退職金規程に定めるところによる。

## 第 10 章 安全衛生災害補償

(安全衛生管理)

**第 49 条** 職員の安全衛生及び健康管理に関する事項は、学校法人東京農業大学安全衛生管理規程に定める。

(災害補償)

## 法人全般

### 学校法人東京農業大学職員就業規則

---

**第 50 条** 職員が業務上の事由又は通勤により負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の給付は、労基法及び労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)の定めるところによる。

#### 第 11 章 表彰

(表彰)

**第 51 条** 職員が次の各号のいずれかに該当するときは、表彰する。

- (1) 法人の発展に功績があったとき。
- (2) 学術上顕著な研究業績があったとき。
- (3) 教育実践上顕著な功績があったとき。
- (4) 業務運営上顕著な功績があったとき。
- (5) 国家的、社会的功績があり、法人が設置する学校の名誉を高めたとき。
- (6) 災害を未然に防止し、又は災害に際し特に功労があったとき。
- (7) その他特に表彰の価値があると認められたとき。

2 表彰は、次の一又は二以上を合わせて行う。

- (1) 表彰状
- (2) 記念品等

(表彰の手續)

**第 52 条** 表彰は、人事委員会の議を経て理事長がこれを行う。

#### 第 12 章 懲戒

(懲戒の事由)

**第 53 条** 職員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒する。

- (1) 学校法人東京農業大学寄附行為並びにこの規則及び関係諸規程に違背したとき。
- (2) 職務上の義務に違背し、又は職務を怠ったとき。
- (3) 法人内秩序を乱したとき。
- (4) 法人の名誉を傷つける言動があったとき。
- (5) 故意又は重大な過失により、法人に損害を与えたとき。
- (6) 経歴をいつわり、又はその他不正の方法で採用された事実が判明したとき。
- (7) 窃盗、横領、傷害等の刑法犯に該当する行為があったとき。
- (8) その他前各号に準ずる程度の不都合な行為があったとき。

2 懲戒を行う場合は、その理由を当該職員に明示するものとする。

3 管理監督する立場にある職員による指導の怠慢又は管理不行届により、所属の職員等が懲戒処分を受けたときは、当該管理監督する立場にある職員についても懲戒に処することができる。

(懲戒処分の量定)

**第 54 条** 懲戒処分の量定については、次の事項を斟酌し学校法人東京農業大学倫理委員会(以下「倫理委員会」という。)が判断するものとする。

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果
- (2) 故意又は過失の程度
- (3) 非違行為を行った者の職責及び職位と非違行為との関連
- (4) 他の適用者及び社会に与える影響
- (5) 過去の非違行為の有無及び比較
- (6) その他日頃の勤務態度及び非違行為後の対応等

- (7) 法人に与えた損害の程度
  - (8) 職場秩序への影響
- (懲戒処分の区分)

**第 55 条** 懲戒は、該当する行為の軽重情状に応じ、次の 6 区分をもって行う。

- (1) 戒告  
始末書を提出させて将来を戒める。
- (2) 減給  
始末書を提出させた上、給与の一部を減額する。ただし、1 回の額は、平均賃金の半日分以内とし、総額は、当該月額給与総額の 10 分の 1 を超えないものとする。
- (3) 出勤停止  
始末書を提出させた上、一定期間、本人の出勤を停止し、就労することを禁ずる。なお、出勤停止期間の給与は、支給しない。出勤停止期間は、勤続年数に算入しない。
- (4) 降格  
始末書を提出させた上、職制上の地位を免じもしくは引き下げ、又は職務の級を引き下げる。
- (5) 諭旨退職  
依願退職を勧告し退職勧告に応じる場合には、退職金を全額支給する。ただし、退職勧告に応じない場合は、懲戒解雇とする。
- (6) 懲戒解雇  
即日解雇とし、退職金は、支給しない。

(懲戒処分の原則)

**第 56 条** 同行為に対する懲戒処分は、重ねて行うことはできない。

2 同じ程度に違背した行為の懲戒処分は、懲戒の区分に差異があってはならない。

(事実報告)

**第 57 条** 部門長は、倫理規程に違反又は違反する恐れがある事実が発生した場合、理事長の許可を得て調査委員会(以下「部門調査委員会」という。)を設置する。

2 部門長は、部門調査委員会の事実調査結果を速やかに理事長に報告するものとする。

3 部門調査委員会は、次により行う。

- (1) 部門調査委員は、当該事案に係る適用者(以下この章において「本人」という。)及び関係者から事情を聴取し、必要な事実調査を行い部門長に報告するものとする。
- (2) 部門調査委員会は、事実調査に当たり、本人に弁明の機会を与える等、公正を期さなければならない。
- (3) 部門調査委員会の委員長は、部門長が指名する。
- (4) 部門調査委員会の委員は、部門長が指名する当該部門及び法人の職員並びに必要に応じて外部の者を加えた構成とする。
- (5) 部門調査委員会は、非違行為の調査方法及び報告等について、必ず法人本部総務部長と密接に連絡をとるものとする。

(調査審議及び懲戒処分の答申)

**第 58 条** 倫理委員会は、理事長の諮問事項に対する事実関係等を調査審議の上、懲戒処分の量定及び区分を判断し、その結果を理事長へ答申するものとする。

(懲戒処分 of 答申審議及び意見聴取)

**第 59 条** 人事委員会は、倫理委員会が理事長に答申した懲戒処分 of 量定及び区分 of 妥当性について審議し、その結果を理事長へ報告するものとする。

2 審議においては、第一、第二及び第三専門委員会 of 意見を聴くものとする。

(懲戒処分 of 決定)

**第 60 条** 理事長は、人事委員会 of 審議結果に基づき、理事会 of 議を経て懲戒処分を決定する。

(処分決定までの措置)

**第 61 条** 理事長は、前条 of 懲戒処分決定までの間、量定及び区分に照らして出勤させることが適当でないと認める場合、本人を必要な期間自宅に待機させることができる。

2 前項 of 自宅待機に係る期間は、有給とする。ただし、非違行為 of 再発、証拠隠滅等 of 緊急かつ合理的な理由があるときには、無給とすることができる。

(本人への通知)

**第 62 条** 懲戒処分を行う場合は、本人に対し、懲戒処分 of 量定及び区分と内容を記載した懲戒処分通知書(別紙様式 1, 以下「通知書」という。)を直接本人に手交する。

2 前項 of 通知書を手交できない場合は、本人 of 最新の住所・通勤経路届等 of 住所に、内容証明郵便あるいは配達証明郵便等 of 配達 of 事実が証明できる手段で通知書を送付するものとする。

(異議の申し立て)

**第 63 条** 本人は、前条 of 通知書 of 記載内容に異議がある場合、通知書を受取したのち 14 日以内に、処分不服又は異議 of 理由を付した文書(理事長宛)をもって、法人本部総務部長に異議の申し立てをすることができる。

2 理事長は、異議 of 申し立てがあった場合、倫理委員会を招集し、意見を聴くものとする。

(手続の特例)

**第 64 条** 懲戒処分事由に該当することが客観的に明白であり、かつ、緊急に懲戒解雇を行う必要がある事案に限り、理事長は速やかに臨時理事会を招集し、懲戒処分を行うことができるものとする。

(損害賠償)

**第 65 条** 職員が故意又は重大な過失により法人に損害を与えた場合は、懲戒処分 of 有無にかかわらず、損害 of 全部又は一部を賠償させることができる。

2 前項 of 賠償責任は、職員が退職し又は第 44 条並びに第 55 条第 5 号及び第 6 号 of 規定に基づき解雇された後といえども免れない。

### 第 13 章 公益通報者保護

(定義)

**第 66 条** 第 2 条に定める職員(以下この章において「職員等」という。)及び取引業者による法令違反行為等に関する相談並びに公益通報 of 適正な処理 of 仕組みに関する必要な事項を定め、不正行為 of 早期発見と是正を図るとともに、公益通報者を保護することを目的とする。

2 この章における公益通報とは、法人及び職員等が法令違反行為を行い又はまきに行おうとしている旨を通報することという。また、公益通報者とは、公益通報を行った職員等という。

(総括者)

**第 67 条** 公益通報又は相談の処理に関しては、常務理事(以下「総括者」という。)が総括する任に当たる。

(通報及び相談窓口)

**第 68 条** 職員等からの公益通報に関する通報又は相談を受付ける窓口(以下この章において「通報窓口」という。)は、法人総務部に置き、法人本部総務部長がその責任者となる。

2 取引業者からの通報窓口は、内部監査室に置き、内部監査室長がその責任者となる。

(通報の方法)

**第 69 条** 公益通報者は、電話、電子メール、FAX、書面又は面会により通報を行うことができる。

2 公益通報者は、原則として実名で通報又は相談を行うものとする。

(禁止事項)

**第 70 条** 公益通報者は、次の各号に掲げる通報又は相談を行ってはならない。

(1) 不正な利益を得る目的での通報

(2) 虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他不正を目的とした通報

(3) 個人の私生活に干渉し、他人のプライバシーを不当に侵害する事実に関する通報

(調査及び対応)

**第 71 条** 通報窓口において公益通報又は相談を受け付けたときは、通報窓口の責任者は、別表第 2 により直ちに総括者に対し公益通報者及び通報又は相談の内容を報告しなければならない。

2 公益通報された事実関係の調査は、事案内容に応じて、総括者が指名する職員等が行い、総括者は、必要に応じて調査委員会を設置することができる。

3 前項の調査に当たる職員等は、公益通報を受けた日から速やかに調査実施の有無等について総括者に報告し、総括者は通報窓口の責任者をして、調査実施の有無等について当該公益通報者に通知しなければならない。なお、調査を実施しないときは、その理由を合わせて通知するものとする。ただし、公益通報者が匿名で通報又は相談をしたときは、公益通報者に対する通知を要しない。

4 通報窓口の担当者、責任者、総括者ないし第 2 項の調査に当たる職員等は、自らが関係する通報又は相談事案の処理に関与してはならない。

(協力義務)

**第 72 条** 職員は、公益通報された事実関係の調査に際して、資料の提出、意見の開陳及び説明その他必要な協力を求められたとき、調査に協力をしなければならない。

(報告及び諮問)

**第 73 条** 総括者は、調査の結果、不正行為が明らかとなり倫理規程に抵触するおそれがあると判断したときは、別表第 2 により理事長に速やかに報告をしなければならない。

2 理事長は、前項の報告を受け、必要があると判断したときは、倫理委員会に諮問するものとする。

(是正措置)

**第 74 条** 総括者は、調査の結果、不正行為が明らかになったときには、速やかに是正措置及び再発防止のために必要な措置を講じ、所掌の学長、本部長、高等学校長、中学校長(以下本条において「部門の長」という。)に対し是正措置等を命じる。

2 各部門の長は、必要な是正措置等を講じ、内容及び結果について総括者に報告しなければならない。

## 法人全般

### 学校法人東京農業大学職員就業規則

---

3 総括者は、是正措置等を行った内容及び結果を、必要に応じて関係行政機関に対し報告をする。

(公益通報者の保護)

**第 75 条** 法人は、公益通報者が通報又は相談したことを理由として、公益通報者に対しいかなる不利益な取り扱いも行ってはならない。また、総括者は、公益通報者が通報又は相談したことを理由として、公益通報者の職場環境が悪化することがないように、適切な措置を執らなければならない。ただし、第 70 条各号のいずれかに該当する通報又は相談は除く。

(秘密保持)

**第 76 条** 法人及び調査に携わる職員等は、通報された内容又は知り得た情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(通知)

**第 77 条** 総括者は、別表第 2 により通報窓口の責任者として、公益通報者に対し、調査の結果及び是正結果について、被通報者(その者が不正を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。)のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。ただし、公益通報者が匿名で通報又は相談をしたときは、公益通報者に対する通知を要しない。

(職員等の責務)

**第 78 条** 公益通報又は相談を受けた職員等は、第 68 条に規定する通報窓口の担当者及び責任者に限らず、この規則に準じて誠実に対応するように努めなければならない。

(事務)

**第 79 条** 公益通報者の保護にかかる事務は、総務部人事課が行う。

## 第 14 章 教育訓練

(教育訓練)

**第 80 条** 法人は、業務に必要な知識、技能を高め、資質の向上を図るため、職員に対し、必要な教育訓練を行うことがある。

2 職員は、その職責を遂行するため自発的に研修に励み、かつ法人から教育訓練を受講するよう指示された場合には、特段の事由がない限り教育訓練を受けなければならない。

## 附 則

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 東京情報大学看護学部(仮称)設置に伴う教務職員の採用は、完成に達する年度の 3 月 31 日まで第 42 条に規定する定年退職の年齢を超えて採用することができる。なお、採用された教務職員は、第 42 条の規定にかかわらず、完成に達する年度の 4 年度後の 3 月 31 日まで在職することができる。

3 次に掲げる規程は、廃止する。

(1) 学校法人東京農業大学人事規則(昭和 42 年 11 月 1 日施行)

(2) 学校法人東京農業大学人事規則施行規程(昭和 55 年 8 月 20 日施行)

(3) 学校法人東京農業大学任期制大学教務職員規程(平成 19 年 4 月 1 日施行)

(4) 学校法人東京農業大学任期制教諭規程(平成 19 年 4 月 1 日施行)

(5) 学校法人東京農業大学任期制一般職員規程(平成 19 年 4 月 1 日施行)

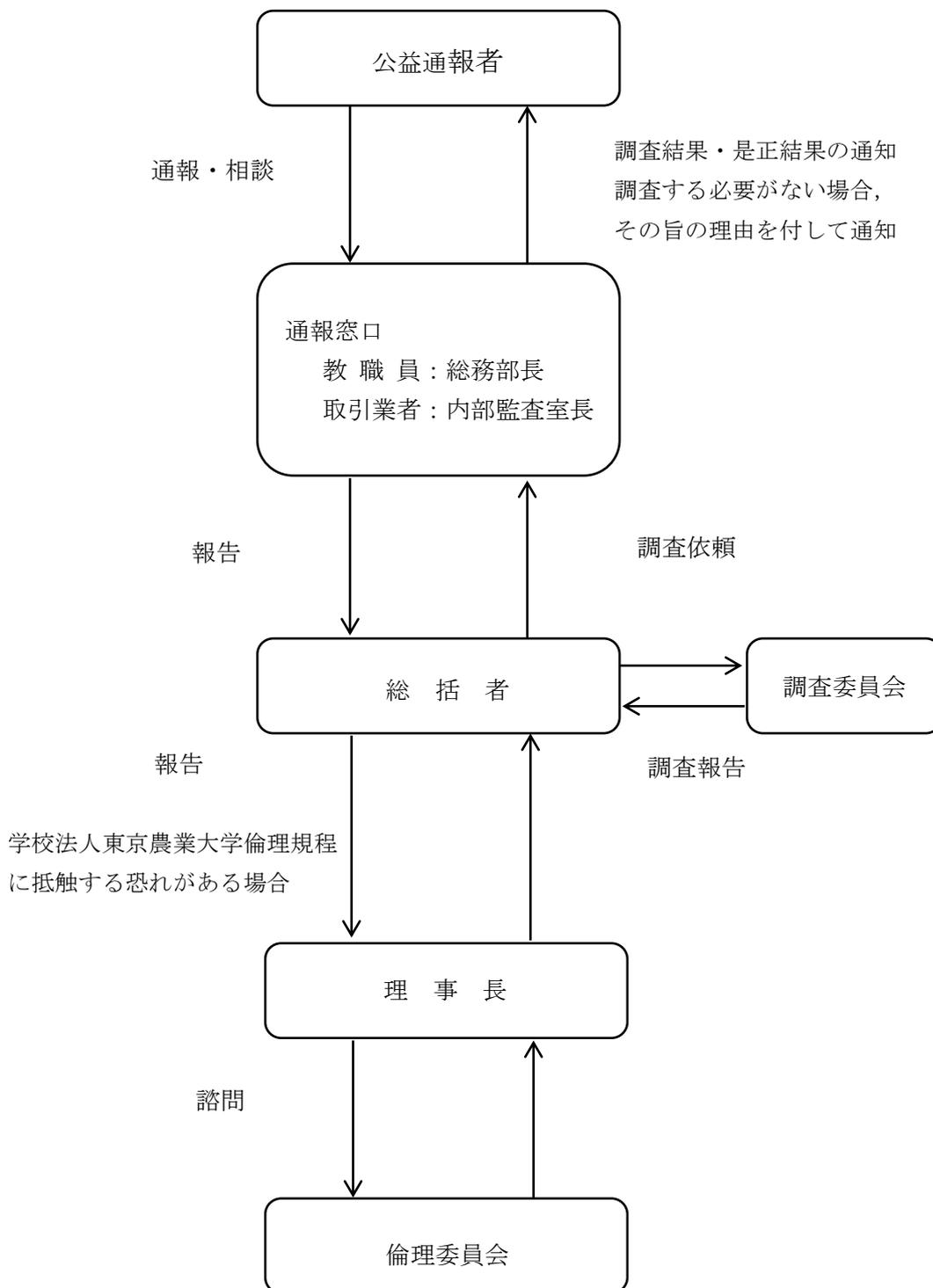
(6) 学校法人東京農業大学懲戒規程(平成 20 年 5 月 1 日施行)

(7) 学校法人東京農業大学公益通報者の保護に関する規程(平成 25 年 4 月 1 日施行)

別表 1 (第 4 条関係)

組織及び所属名	対象となる職名	雇用契約期間	再任の可否
東京農業大学 農学部 応用生物科学部 地域環境科学部 国際食料情報学部 生物産業学部 教職・学術情報課程 総合研究所	教授・准教授・助教	5 年	不可
東京情報大学 総合情報学部			
東京農業大学短期大学部			
東京農業大学第一高等学校	教諭	3 年	不可
東京農業大学第二高等学校			
東京農業大学第三高等学校			
東京農業大学第一高等学校中等部			
東京農業大学第三高等学校附属中学校			
学校法人東京農業大学	一般職員	3 年	不可
東京農業大学			
東京情報大学			
東京農業大学短期大学部			
東京農業大学第一高等学校			
東京農業大学第二高等学校			
東京農業大学第三高等学校			
東京農業大学第一高等学校中等部			
東京農業大学第三高等学校附属中学校			

別表 2(第 71 条, 第 73 条及び第 77 条関係)





# ○学校法人東京農業大学有期雇用職員就業規則

制 定 平成 27 年 4 月 1 日

最近改正 平成 29 年 4 月 1 日

## 第 1 章 総則

(目的)

**第 1 条** この就業規則は、学校法人東京農業大学職員就業規則(以下「職員就業規則」という。)第 3 条第 2 項の規定に基づき、学校法人東京農業大学(以下「法人」という。)に勤務する有期雇用職員(以下「有期職員」という。)の労働条件、服務規律その他就業に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 有期職員の就業に関し、この規則及びこれに付随する諸規則諸規程に定めのない事項については、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。)その他関係法令の定めにしたがい、法人が定める。

(適用範囲)

**第 2 条** この規則は、職員就業規則第 2 条第 3 号から第 9 号までに定める有期職員に適用する。

## 第 2 章 採用，異動等

(有期職員の採用)

**第 3 条** 有期職員は、選考により採用する。

2 法人は、職員就業規則第 2 条第 1 号アの(イ)及び同条第 2 号アの(ア)に定める大学及び短期大学部(以下「大学等」という。)の教授であつて、職員就業規則第 42 条に定める定年年齢に達する者を、特任教授又は非常勤講師として採用することができる。

(雇用契約の期間)

**第 4 条** 有期職員の雇用契約期間は、採用された日の属する年度の 3 月 31 日までとする。

2 法人は、次に掲げる各号の基準を勘案し、雇用契約を更新することができる。

- (1) 雇用契約期間満了時の業務量
- (2) 従事している業務の進捗状況
- (3) 勤務成績及び勤務態度
- (4) 職務遂行能力
- (5) 法人の経営状況
- (6) その他個別の雇用契約に定めた基準

3 有期職員の雇用契約期間は、次の各号のとおりとする。

- (1) 原則として採用された日から 5 年(嘱託教諭及び助手については 3 年)を超えて雇用契約を更新することはない。ただし、嘱託教諭においては、公立中学校及び高等学校等を定年退職した者は、5 年を超えて雇用契約を更新することはない。

- (2) 法人において通算して雇用された期間(以下「通算契約期間」という。)が、5年(ただし、大学等の嘱託教務職員及び非常勤講師は10年)を超えて更新することはない。
- 4 前項にかかわらず、次の各号に掲げる有期職員の年齢に達する年度の3月31日を超えて、雇用契約を更新することはない。
- (1) 嘱託職員のうち嘱託教授 満70歳
  - (2) 特任教授及び学校医 満70歳
  - (3) 臨時職員のうち大学等の非常勤講師及びエクステンションセンター講師 満70歳
  - (4) 契約職員 満60歳
  - (5) 前各号以外の有期職員 満65歳
- 5 第2項から第4項において雇用契約を更新しないこととした場合、雇用契約期間満了日の30日前までに、有期職員に対してその旨を明示するものとする。
- (採用手続)

**第5条** 有期職員として採用された者は、法人が指定した書類を期日までに提出しなければならない。

(労働条件の明示)

**第6条** 法人は、有期職員を採用するとき又は無期雇用契約の職員に転換する場合は、嘱託職員、臨時職員のうちリサーチ・アシスタント及び臨時雇並びに契約職員は、雇用契約書に、前述以外の有期職員は、労働条件通知書に次に掲げる事項を記載し、この規則その他諸規則諸規程を交付して労働条件を明示するものとする。

- (1) 雇用契約の期間及び期間満了後の契約更新の有無
- (2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項
- (3) 始業及び終業の時刻、所定勤務時間を超える労働の有無、休憩時間、休日及び休暇に関する事項
- (4) 給与に関する事項
- (5) 退職に関する事項
- (6) 昇給に関する事項
- (7) 退職手当に関する事項
- (8) 期末手当に関する事項
- (9) その他必要な事項

(有期職員の資格及び職務)

**第7条** 有期職員の資格及び職務は、別表第1のとおりとする。

(呼称)

- 第8条** 嘱託教授、嘱託准教授及び嘱託助教は、その雇用契約期間中、東京農業大学、東京情報大学及び東京農業大学短期大学部のそれぞれ教授、准教授及び助教と称することができる。
- 2 嘱託教諭は、その雇用契約期間中、勤務する高等学校教諭又は中学校教諭と称することができる。
- 3 特任教授は、東京農業大学、東京情報大学及び東京農業大学短期大学部の教授と称することができる。

## 法人全般

### 学校法人東京農業大学有期雇用職員就業規則

4 研究員は、東京農業大学、東京情報大学及び東京農業大学短期大学の研究員と称することができる。

(大学院の指導教授等)

**第9条** 大学院各研究科各専攻の指導教授及び指導准教授には、各専攻の基礎となる各学部各学科及び付属施設の嘱託教授又は嘱託准教授をもってこれに充てる。

(有期職員の区分)

**第10条** 有期職員の職種ごとの区分は、別表第2のとおりとし、人事委員会の議を経て理事長が定める。

(任期制職員への採用)

**第11条** 1年以上勤務実績があり、かつ理事長が定める条件を満たす場合、任期制職員としての採用を希望する嘱託職員、臨時職員(エクステンションセンター講師を除く。)、助手、契約職員及び研究員は、任期制職員への採用試験を受験することができる。

(有期職員の人事)

**第12条** 有期職員の人事は、所属長の内申に基づき、人事委員会の議を経て、理事長がこれを行う。なお、短期臨時雇においては、人事委員会の議を省略できるものとする。

(昇格又は昇給)

**第13条** 嘱託職員、臨時職員のうち非常勤講師及び臨時雇並びに契約職員に対して、業績審査又は人事評価の結果に基づき、昇格又は昇給を行うことがある。

(降格又は降給)

**第14条** 法人は、有期職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、降格又は降給することができる。

- (1) 人事評価の結果が不良のとき。
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えないとき。
- (3) 職務を遂行するために必要な適格性を欠くとき。
- (4) 第43条の規定により、懲戒処分を受けたとき。
- (5) その他前各号に準ずる事由があるとき。

(人事異動)

**第15条** 法人は、業務上の必要により有期職員の所属変更を命ずることがある。ただし、個別の雇用契約において業務又は所属部署を限定している場合は、この限りではない。

2 有期職員は、正当な理由がない限り、所属変更を拒むことはできない。

(社会保険等)

**第16条** 有期職員が、被保険者に該当する場合、雇用保険、労働災害保険及び日本私立学校振興・共済事業団(健康保険及び共済年金保険、以下「私学事業団」という。)に加入する。

職種	雇用保険	労働災害保険	私学事業団
嘱託職員、特任教授、臨時職員(ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタント、短期臨時雇を除く。)、助手、学校医及び研究員	条件により加入	加入	条件により加入

臨時職員のうちティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタント及び短期臨時雇	非加入	加入	非加入
---	-----	----	-----

2 前項に定める加入条件は、次のとおりとする。

加入条件	雇用保険	私学事業団
契約期間	31 日以上引き続き雇用する見込みがある場合	2 カ月を超える期間がある場合
週所定勤務時間	20 時間以上	28 時間以上

(苦情の申立て)

**第 17 条** 有期職員は、勤務内容、労働条件並びに処遇の適用又は解釈に疑義が生じた場合、所属長を通じて、法人に対し書面をもって苦情を申立てることができる。

2 前項の受付窓口は、法人本部総務部長とする。

(苦情処理対処方法)

**第 18 条** 法人は、有期職員からの苦情が生じた場合、必要があるときは関係者の意見を聴取し、解決に努める。

2 苦情処理の結果は、法人本部総務部長から申立者に説明又は通知する。

### 第 3 章 服務規律

(倫理)

**第 19 条** 有期職員は、学校法人東京農業大学倫理規程(以下「倫理規程」という。)を遵守し、倫理の保持に努めなければならない。

(個人情報の保護)

**第 20 条** 有期職員の個人情報の保護に関する事項は、学校法人東京農業大学個人情報保護規程に定める。

(ハラスメントの防止)

**第 21 条** 有期職員のハラスメントの防止に関する事項は、学校法人東京農業大学ハラスメント防止規程に定める。

### 第 4 章 勤務時間、休日及び休暇等

(勤務時間、休日及び休暇等)

**第 22 条** 有期職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する事項は、学校法人東京農業大学有期雇用職員勤務時間等規程(以下「有期勤務時間等規程」という。)に定める。

### 第 5 章 休職等

#### 第 1 節 休職

(休職)

**第 23 条** 嘱託職員、特任教授、助手及び契約職員が、次の各号のいずれかに該当するときは、人事委員会の議を経て休職を命ずる。

- (1) 法人の事業経営上止むを得ない都合のあるとき。
- (2) 本人が休職を願い出て許可されたとき。
- (3) 事故欠勤継続(有期勤務時間等規程第 5 条に定める休日を含む。)45 日に達したとき。
- (4) 職務によらない傷病により次の期間欠勤したとき。

## 法人全般

### 学校法人東京農業大学有期雇用職員就業規則

---

- ア 勤続6カ月以上5年未満の者 継続3カ月(有期勤務時間等規程第5条に定める休日を含む。)又は6カ月間に120日
  - イ 勤続5年以上の者 継続4カ月(有期勤務時間等規程第5条に定める休日を含む。)又は6カ月間に150日
  - ウ 結核性疾患の場合は、ア、イの勤続期間にかかわらず、いずれも1カ年とする。ただし、事情により欠勤日数を延長することができる。
- (5) 労働安全衛生法第66条による健康診断に基づいて命ぜられた休務が、6カ月(結核の場合は1年)を経過したとき。
- (6) 心身の障害のため勤務に耐えないと法人に認められたとき。

(休職の期間)

**第24条** 休職の期間は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号、第2号及び第3号によるときは、休職の事由に基づき、その都度人事委員会の議を経て定める。
- (2) 前条第4号、第5号及び第6号によるときは、次のとおりとする。
  - ア 勤続6カ月以上1年未満の者 2カ月
  - イ 勤続1年以上3年未満の者 6カ月
  - ウ 勤続3年以上5年未満の者 8カ月

2 前項第2号の休職期間にかかわらず、有期職員の雇用契約期間を超えて休職させることはない。

(休職中の身分)

**第25条** 休職期間中は、有期職員の身分を保有するが、その業務に従事することはできない。

(業務の引継)

**第26条** 有期職員が休職を命ぜられたときは、担当業務につき後任者又は所属長に引継がなければならない。

(復職)

**第27条** 休職の事由が消滅したときは、復職する。ただし、休職の事由が第23条第4号、第5号及び第6号に該当する場合は、医師の診断書等に基づき法人が判断する。この場合において、法人が医師を指定することがある。

2 休職中の有期職員が復職する場合は、原則として原職に復帰させる。ただし、業務上の都合その他の事情により他の職務に就かせることができる。

## 第2節 育児休業及び介護休業

(育児休業)

**第28条** 有期職員の育児休業に関する事項は、学校法人東京農業大学育児介護休業規程に定める。

(介護休業)

**第29条** 有期職員の介護休業に関する事項は、学校法人東京農業大学育児介護休業規程に定める。

## 第6章 出張

(出張)

**第30条** 法人は、業務上必要に応じて有期職員に出張を命ずることができる。

- 2 有期職員の出張及び旅費に関する事項は、学校法人東京農業大学出張旅費規程に定める。

## 第7章 給与

(有期職員の給与)

- 第31条 有期職員の給与に関する事項は、学校法人東京農業大学有期雇用職員給与規程に定める。

## 第8章 退職及び解雇

(退職事由)

- 第32条 有期職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める日をもって退職とし、有期職員としての身分を失うものとする。

- (1) 本人が死亡したとき。  
死亡日
- (2) 第33条の規定により退職願を提出し、理事長が承認したとき。  
理事長が退職日として承認した日
- (3) 第23条の規定により休職を命じられている者が、休職事由が消滅又は休職期間が満了してもなお復職できないとき。  
休職事由が消滅した日又は休職期間の満了日(引き続き休職となった場合を除く。)
- (4) 期間を定めて雇用されている場合、その期間を満了したとき。  
雇用契約期間満了日
- (5) 行方不明や無断欠勤が、暦日により引き続き30日以上に及んだとき。(ただし、疾病その他特別でやむを得ない理由によるものであったと理事長が認めたときは、退職を取り消すことができる。)  
理事長が退職日として定めた日
- (6) ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントにおいては、雇用契約期間中に大学院生の身分を失ったとき。  
大学院生の身分を失った日

(自己都合退職)

- 第33条 有期職員は、退職しようとするときは、退職しようとする日の30日前までに、退職の理由及び退職しようとする日を記載した退職願を所属長を経て提出しなければならない。

- 2 退職の際は、退職日までに引継ぎを遺漏なく行うため、前項の期間は従前の職務に服さなければならない。

- 3 年次有給休暇の取得を希望する者は、前項を考慮し、余裕のある退職日の希望設定をしなければならない。

(解雇)

- 第34条 有期職員が次の各号のいずれかに該当したときは、解雇することができる。

- (1) 勤務実績が著しく不良で、改善の見込みがなく、有期職員としての職責を果たし得ないとき。
- (2) 身体もしくは精神の故障のため勤務に耐えないと認められたとき。
- (3) 職務を遂行するために必要な適格性を欠くとき。

## 法人全般

### 学校法人東京農業大学有期雇用職員就業規則

---

- (4) 従事している業務を廃止する必要性が生じたとき。
- (5) 従事している業務に係る資金の受入が終了となり、当該業務を縮小する必要性が生じたとき。
- (6) 法人組織の改廃その他やむを得ない業務上の都合によるとき。
- (7) 懲戒解雇のとき。
- (8) その他前各号に準ずる事由があるとき。

(解雇制限)

**第 35 条** 前条の定めにかかわらず、次のいずれかに該当する期間は解雇しない。

- (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後 30 日間
- (2) 産前産後の女性有期職員が労基法第 65 条の規定により休業する期間及びその後 30 日間

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。

- (1) 天災事変その他やむを得ない事由のため事業の継続が不可能になったときで、あらかじめ労働基準監督署長の認定を受けたとき。
- (2) 業務上の疾病等により休業中の者が、療養開始後 3 年を経過した日に労働者災害補償保険の傷病補償年金を受けているとき、もしくは同日後に傷病補償年金を受けることになったとき。

(解雇予告)

**第 36 条** 第 34 条の規定により有期職員を解雇する場合は、解雇しようとする日の 30 日前までに予告をする。予告しないときは、平均賃金の 30 日分以上の解雇予告手当を支払う。ただし、予告の日数については、解雇予告手当を支払った日数だけ短縮することができる。

2 前項の規定にかかわらず、有期職員の責に帰すべき事由に基づく解雇につき、労働基準監督署長の解雇予告除外認定を受けた場合は、予告することなく即時に解雇する。

(退職等の証明書)

**第 37 条** 理事長は、次の各号において請求があった際に、遅滞なくこれを交付する。

- (1) 退職又は解雇された有期職員が、退職証明書について請求があった場合
- (2) 有期職員の雇用契約が更新されなかった場合において、更新されなかった理由を記載した証明書について請求があった場合
- (3) 有期職員が解雇予告された日から解雇の日までの間において、当該解雇予告理由を記載した証明書について請求があった場合

## 第 9 章 退職金

(退職金)

**第 38 条** 退職金は支給しない。

## 第 10 章 安全衛生災害補償

(安全衛生管理)

**第 39 条** 有期職員の安全衛生及び健康管理に関する事項は、学校法人東京農業大学安全衛生管理規程に定める。

(災害補償)

**第40条** 有期職員が業務上の事由又は通勤により負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の給付は、労基法及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の定めるところによる。

### 第11章 表彰

(表彰)

**第41条** 有期職員が次の各号のいずれかに該当するときは、表彰する。

- (1) 法人の発展に功績があったとき。
- (2) 学術上顕著な研究業績があったとき。
- (3) 教育実践上顕著な功績があったとき。
- (4) 業務運営上顕著な功績があったとき。
- (5) 国家的、社会的功績があり、法人が設置する学校の名誉を高めたとき。
- (6) 災害を未然に防止し、又は災害に際し特に功労があったとき。
- (7) その他特に表彰の価値があると認められたとき。

2 表彰は、次の一又は二以上を合わせて行う。

- (1) 表彰状
- (2) 記念品等

(表彰の手続)

**第42条** 表彰は、人事委員会の議を経て理事長がこれを行う。

### 第12章 懲戒

(懲戒の事由)

**第43条** 有期職員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒する。

- (1) 学校法人東京農業大学寄附行為並びにこの規則及び関係諸規程に違背したとき。
- (2) 職務上の義務に違背し、又は職務を怠ったとき。
- (3) 法人内秩序を乱したとき。
- (4) 法人の名誉を傷つける言動があったとき。
- (5) 故意又は重大な過失により、法人に損害を与えたとき。
- (6) 経歴をいつわり、又はその他不正の方法で採用された事実が判明したとき。
- (7) 窃盗、横領、傷害等の刑法犯に該当する行為があったとき。
- (8) その他前各号に準ずる程度の不都合な行為があったとき。

2 懲戒を行う場合は、その理由を当該有期職員に明示するものとする。

3 管理監督する立場にある職員による指導の怠慢又は管理不行届により、所属の有期職員が懲戒処分を受けたときは、当該管理監督する立場にある職員についても懲戒に処することができる。

(懲戒処分の量定)

**第44条** 懲戒処分の量定については、次の事項を斟酌し学校法人東京農業大学倫理委員会(以下「倫理委員会」という。)が判断するものとする。

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果
- (2) 故意又は過失の程度
- (3) 非違行為を行った者の職責及び職位と非違行為との関連
- (4) 他の適用者及び社会に与える影響
- (5) 過去の非違行為の有無及び比較

## 法人全般

### 学校法人東京農業大学有期雇用職員就業規則

---

- (6) その他日頃の勤務態度及び非違行為後の対応等
- (7) 法人に与えた損害の程度
- (8) 職場秩序への影響

(懲戒処分の区分)

**第45条** 懲戒は、該当する行為の軽重情状に応じ、次の6区分をもって行う。

- (1) 戒告  
始末書を提出させて将来を戒める。
- (2) 減給  
始末書を提出させた上、給与の一部を減額する。ただし、1回の額は、平均賃金の半日分以内とし、総額は、当該月額給与総額の10分の1を超えないものとする。
- (3) 出勤停止  
始末書を提出させた上、一定期間、本人の出勤を停止し、就労することを禁ずる。なお、出勤停止期間の給与は、支給しない。出勤停止期間は、勤続年数に算入しない。
- (4) 降格  
始末書を提出させた上、職制上の地位を免じ、又は職務の級を引き下げる。
- (5) 諭旨退職  
依願退職を勧告し、勧告に応じない場合は、懲戒解雇とする。
- (6) 懲戒解雇  
即日解雇とする。

(懲戒処分の原則)

**第46条** 同一行為に対する懲戒処分は、重ねて行うことはできない。

2 同じ程度に違背した行為の懲戒処分は、懲戒の区分に差異があってはならない。

(事実報告)

**第47条** 部門長は、倫理規程に違反又は違反する恐れがある事実が発生した場合、理事長の許可を得て調査委員会(以下「部門調査委員会」という。)を設置する。

2 部門長は、部門調査委員会の事実調査結果を速やかに理事長に報告するものとする。

3 部門調査委員会は、次により行う。

- (1) 部門調査委員は、当該事案に係る適用者(以下この章において「本人」という。)及び関係者から事情を聴取し、必要な事実調査を行い部門長に報告するものとする。
- (2) 部門調査委員会は、事実調査に当たり、本人に弁明の機会を与える等、公正を期さなければならない。
- (3) 部門調査委員会の委員長は、部門長が指名する。
- (4) 部門調査委員会の委員は、部門長が指名する当該部門及び法人の職員並びに必要なに応じて外部の者を加えた構成とする。
- (5) 部門調査委員会は、非違行為の調査方法及び報告等について、必ず法人本部総務部長と密接に連絡をとるものとする。

(調査審議及び懲戒処分の答申)

**第 48 条** 倫理委員会は、理事長の諮問事項に対する事実関係等を調査審議の上、懲戒処分の量定及び区分を判断し、その結果を理事長へ答申するものとする。

(懲戒処分の答申審議及び意見聴取)

**第 49 条** 人事委員会は、倫理委員会が理事長に答申した懲戒処分の量定及び区分の妥当性について審議し、その結果を理事長へ報告するものとする。

2 審議においては、第一、第二及び第三専門委員会の意見を聴くものとする。

(懲戒処分の決定)

**第 50 条** 理事長は、人事委員会の審議結果に基づき、理事会の議を経て懲戒処分を決定する。

(処分決定までの措置)

**第 51 条** 理事長は、前条の懲戒処分決定までの間、量定及び区分に照らして出勤させることが適当でないと認める場合、本人を必要な期間自宅に待機させることができる。

2 前項の自宅待機に係る期間は、有給とする。ただし、非違行為の再発、証拠隠滅等の緊急かつ合理的な理由があるときには、無給とすることができる。

(本人への通知)

**第 52 条** 懲戒処分を行う場合は、本人に対し、懲戒処分の量定及び区分と内容を記載した懲戒処分通知書(別紙様式 1, 以下「通知書」という。)を直接本人に手交する。

2 前項の通知書を手交できない場合は、本人の最新の住所・通勤経路届等の住所に、内容証明郵便あるいは配達証明郵便等の配達の実事が証明できる手段で通知書を発送するものとする。

(異議の申し立て)

**第 53 条** 本人は、前条の通知書の記載内容に異議がある場合、通知書を受領したのち 14 日以内に、処分不服又は異議の理由を付した文書(理事長宛)をもって、法人本部総務部長に異議の申し立てをすることができる。

2 理事長は、異議の申し立てがあった場合、倫理委員会を招集し、意見を聴くものとする。

(手続の特例)

**第 54 条** 懲戒処分事由に該当することが客観的に明白であり、かつ、緊急に懲戒解雇を行う必要がある事案に限り、理事長は速やかに臨時理事会を招集し、懲戒処分を行うことができるものとする。

(損害賠償)

**第 55 条** 有期職員が故意又は重大な過失により法人に損害を与えた場合は、懲戒処分の有無にかかわらず、損害の全部又は一部を賠償させることができる。

2 前項の賠償責任は、有期職員が退職し又は第 34 条並びに第 45 条第 5 号及び第 6 号の規定に基づき解雇された後といえども免れない。

### 第 13 章 公益通報者保護

(定義)

**第 56 条** 職員就業規則第 2 条に定める職員(以下この章において「職員等」という。)及び取引業者による法令違反行為等に関する相談並びに公益通報の適正な処理の仕組みに関する必要な事項を定め、不正行為の早期発見と是正を図るとともに、公益通報者を保護することを目的とする。

## 法人全般

### 学校法人東京農業大学有期雇用職員就業規則

---

2 この章における公益通報とは、法人及び職員等が法令違反行為を行い又はまさに行おうとしている旨を通報することという。また、公益通報者とは、公益通報を行った職員等をいう。

(総括者)

**第 57 条** 公益通報又は相談の処理に関しては、常務理事(以下「総括者」という。)が総括する任に当たる。

(通報及び相談窓口)

**第 58 条** 職員等からの公益通報に関する通報又は相談を受付ける窓口(以下この章において「通報窓口」という。)は、法人総務部に置き、法人本部総務部長がその責任者となる。

2 取引業者からの通報窓口は、内部監査室に置き、内部監査室長がその責任者となる。

(通報の方法)

**第 59 条** 公益通報者は、電話、電子メール、FAX、書面又は面会により通報を行うことができる。

2 公益通報者は、原則として実名で通報又は相談を行うものとする。

(禁止事項)

**第 60 条** 公益通報者は、次の各号に掲げる通報又は相談を行ってはならない。

(1) 不正な利益を得る目的での通報

(2) 虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他不正を目的とした通報

(3) 個人の私生活に干渉し、他人のプライバシーを不当に侵害する事実に関する通報

(調査及び対応)

**第 61 条** 通報窓口において公益通報又は相談を受け付けたとき、通報窓口の責任者は、別表第 3 により直ちに総括者に対し公益通報者及び通報又は相談の内容を報告しなければならない。

2 公益通報された事実関係の調査は、事案内容に応じて、総括者が指名する職員等が行い、総括者は、必要に応じて調査委員会を設置することができる。

3 前項の調査に当たる職員等は、公益通報を受けた日から速やかに調査実施の有無等について総括者に報告し、総括者は通報窓口の責任者をして、調査実施の有無等について当該公益通報者に通知しなければならない。なお、調査を実施しないときは、その理由を合わせて通知するものとする。ただし、公益通報者が匿名で通報又は相談をしたときは、公益通報者に対する通知を要しない。

4 通報窓口の担当者、責任者、総括者ないし第 2 項の調査に当たる職員等は、自らが関係する通報又は相談事案の処理に関与してはならない。

(協力義務)

**第 62 条** 有期職員は、公益通報された事実関係の調査に際して、資料の提出、意見の開陳及び説明その他必要な協力を求められたとき、調査に協力をしなければならない。

(報告及び諮問)

**第 63 条** 総括者は、調査の結果、不正行為が明らかとなり倫理規程に抵触するおそれがあると判断したときは、別表第 3 により理事長に速やかに報告をしなければならない。

2 理事長は、前項の報告を受け、必要があると判断したときは、倫理委員会に諮問するものとする。

(是正措置)

**第 64 条** 総括者は、調査の結果、不正行為が明らかになったときには、速やかに是正措置及び再発防止のために必要な措置を講じ、所掌の学長、本部長、高等学校長、高等学校中等部校長又は高等学校附属中学校長(以下本条において「部門の長」という。)に対し是正措置等を命じる。

- 2 各部門の長は、必要な是正措置等を講じ、内容及び結果について総括者に報告しなければならない。
- 3 総括者は、是正措置等を行った内容及び結果を、必要に応じて関係行政機関に対し報告をする。

(公益通報者の保護)

**第 65 条** 法人は、公益通報者が通報又は相談したことを理由として、公益通報者に対しいかなる不利益な取り扱いも行ってはならない。また、総括者は、公益通報者が通報又は相談したことを理由として、公益通報者の職場環境が悪化することがないように、適切な措置を執らなければならない。ただし、第 60 条各号のいずれかに該当する通報又は相談は除く。

(秘密保持)

**第 66 条** 法人及び調査に携わる職員等は、通報された内容又は知り得た情報を漏らしてはならない。また、その職を退いたときも同様とする。

(通知)

**第 67 条** 総括者は、別表第 3 により通報窓口の責任者として、公益通報者に対し、調査の結果及び是正結果について、被通報者(その者が不正を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。)のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。ただし、公益通報者が匿名で通報又は相談をしたときは、公益通報者に対する通知を要しない。

(職員等の責務)

**第 68 条** 公益通報又は相談を受けた職員等は、第 58 条に規定する通報窓口の担当者及び責任者に限らず、この規則に準じて誠実に対応するように努めなければならない。

(事務)

**第 69 条** 公益通報者の保護にかかる事務は、総務部人事課が行う。

#### 第 14 章 教育訓練

(教育訓練)

**第 70 条** 法人は、業務に必要な知識、技能を高め、資質の向上を図るため、有期職員に対し、必要な教育訓練を行うことがある。

- 2 有期職員は、その職責を遂行するため自発的に研修に励み、かつ法人から教育訓練を受講するよう指示された場合には、特段の事由がない限り教育訓練を受けなければならない。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 4 条第 3 項第 2 号に定める通算契約期間とは、職種にかかわらず、法人に採用された日以降の雇用契約期間を通算した期間(平成 25 年 4 月 1 日以降の期間に限

## 法人全般

### 学校法人東京農業大学有期雇用職員就業規則

---

る。)をいい、労働契約法第 18 条第 2 項により通算契約期間に算入しない期間は含まない。

- 3 この規則の施行の前日から引き続き在職する有期職員に対しては、第 4 条第 3 項は適用しない。
- 4 前項に該当する有期職員のうち、平成 25 年 4 月 1 日からの通算雇用契約期間が 5 年を超えて雇用された者であって、無期雇用契約への転換を希望する者は、当該雇用契約期間が満了する 1 カ月前までの間に所定様式を人事課に提出することによって無期雇用契約への転換を申し出ることができる。
- 5 前項に定める無期雇用契約に転換した場合は、雇用契約期間を除き、従前の労働条件のまま引き続きこの規則を適用する。
- 6 次に掲げる規程等は、廃止する。
  - (1) 学校法人東京農業大学嘱託職員規程(昭和 53 年 4 月 1 日施行)
  - (2) 学校法人東京農業大学特任教授規程(平成 18 年 4 月 1 日施行)
  - (3) 学校法人東京農業大学臨時職員規程(昭和 53 年 4 月 1 日施行)
  - (4) 学校法人東京農業大学助手規程(平成 19 年 4 月 1 日施行)
  - (5) 学校法人東京農業大学契約職員規程(平成 25 年 4 月 1 日施行)
  - (6) 学校法人東京農業大学学校医規程(昭和 59 年 4 月 1 日施行)
  - (7) ティーチング・アシスタント実施要綱
  - (8) リサーチ・アシスタント実施要綱
  - (9) エクステンションセンター講師採用内規

#### 附 則

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 東京農業大学生命科学部(仮称)、地域環境科学部地域創成科学科(仮称)及び国際食料情報学部国際食農科学科(仮称)設置に伴い採用した嘱託職員のうち嘱託教授は、第 4 条第 4 項第 1 号の規定にかかわらず、完成に達する年度の 3 月 31 日まで雇用契約を更新することがある。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 東京情報大学看護学部(仮称)設置に伴う非常勤講師の採用は、第 4 条第 4 項第 3 号の規定にかかわらず、完成に達する年度の 3 月 31 日まで雇用契約を更新することがある。

別表第1（第7条関係） 職員の資格及び職務

区分及び職種		資格等	職務	
嘱託職員	嘱託教務職員	嘱託教授	専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者	学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
		嘱託准教授	専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者	学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
		嘱託助教	専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者	学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
		嘱託教諭	高等学校にあつては高等学校教諭一種以上、中学校にあつては中学校教諭二種以上の教員免許状を有する者	生徒の教育(授業等)に従事する。
	一般嘱託	事務		一定の基準、手続きにより行う定型的業務及び一部定型判断業務に従事する。
		技術	看護師、保育士、栄養士、調理師及び施工管理技士等の資格を有する者	専門技術を有し、主としてその技術に基づく業務に従事する。
		用務		清掃、軽営繕及びスクールバス運行等の用務作業に従事する。
	特別		その他、人事委員会が必要と認められた業務に従事する。	
特任教授		教授として定年退職後も引き続き教育研究面で大学貢献が期待できると判断できる、次のいずれかに該当する者 ①学科及び大学付属施設所属の教授は、大学院指導教授で主査としての指導実績がある者。 ただし、教授採用後5年未満の教授、教授昇格後5年未満の教授及び5年間の経過措置として、博士後期課程設置後10年未満の専攻にある教授にあつては、今後大学院の指導教授として実績が見込まれる者 ②課程、学部教養、短期大学部に所属する教授については、特に優れた教育研究実績がある者 ③学長の推薦により人事委員会が認めた者	学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。	
臨時職員	非常勤講師	専任教務職員、嘱託教務職員及び特任教授が担当しない、もしくは担当できない科目(授業)を担当できる者	大学等においては、学生を教授し、高等学校、中部部及び附属中学校においては、生徒の教育(授業等)に従事する。	
	エクステンションセンター講師	大学等で採用する非常勤講師に相当する資格を有する者、当該分野における実務経験豊富な有識者、又はエクステンションセンター長が適当と認めた者	エクステンションセンターにおけるグリーンアカデミーの講座及びオープンカレッジを担当する。	

法人全般

学校法人東京農業大学有期雇用職員就業規則

区分及び職種		資格等	職務
臨時職員	ティーチング・アシスタント	東京農業大学及び東京情報大学の大学院学生である者，その他学長が認める者	学科等に配当された正規の実験，実習，演習等に係る教育的補助業務に従事する。
	リサーチ・アシスタント	東京農業大学及び東京情報大学の大学院博士後期課程に在籍する学生である者，又はその他の大学院学生である者	公的資金，民間企業等からの受託研究費又は寄付金及び法人の戦略的研究における研究推進並びに研究補助業務に従事する。
	臨時雇		専任職員及び任期制職員の補助的業務又は一部専門的な業務に従事する。
	クラブ指導者	高等学校，中等部及び附属中学校のうち，専任教務職員及び嘱託教務職員以外でクラブ指導業務ができる者	高等学校，中等部及び附属中学校のクラブ指導に係る業務に従事する。
助手		教授及び准教授の職務を助け，かつ所属組織の円滑な運営を補佐できる者	所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
契約職員			基幹業務以外の定型業務に従事する。
学校医	学校医，学校歯科医，嘱託学校医，学校薬剤師及びカウンセラー	医師，歯科医師，薬剤師又はカウンセラー等の資格を有する者	学校保健安全法に規定する職務に従事する。
研究員	博士研究員	博士の学位を有する者	東京農業大学又は東京情報大学の招聘により，大学で研究に従事する。
	学術研究員	文部科学省及び厚生労働省等の科学研究費による研究支援者の受け入れ条件に規定される資格者又は公的資金，民間企業等からの研究費又は寄付金及び法人の戦略的研究による研究支援者の受け入れ条件に規定される資格者	左記にかかる研究に従事する。

別表第 2 (第 10 条関係) 職員の区分

区分及び職種		内容		付議機関	
嘱託職員	嘱託教授	R	原則として学外の者で、特別な学問業績のある者	人事委員会の議を経て理事長が定める。	
		S	原則として外国人又は医師の資格を有する者		
		H	1 週当たりの所定勤務時間(休憩時間を除く。)が 28 時間以上 32 時間未満の者で、かつ満 65 歳に達する年度の 3 月 31 日までの者		
		A	1 週当たりの所定勤務時間(休憩時間を除く。)が 28 時間以上 32 時間未満の者で、かつ満 65 歳に達する年度の 3 月 31 日以降の者		
		B	1 週当たりの所定勤務時間(休憩時間を除く。)が 20 時間以上 28 時間未満の者		
		C	1 週当たりの所定勤務時間(休憩時間を除く。)が 20 時間未満の者		
	嘱託准教授	S	原則として外国人又は医師の資格を有する者	人事委員会の議を経て理事長が定める。	
		A	1 週当たりの所定勤務時間(休憩時間を除く。)が 28 時間以上 32 時間未満の者		
		B	1 週当たりの所定勤務時間(休憩時間を除く。)が 20 時間以上 28 時間未満の者		
		C	1 週当たりの所定勤務時間(休憩時間を除く。)が 20 時間未満の者		
	嘱託助教	S	原則として外国人又は医師の資格を有する者	人事委員会の議を経て理事長が定める。	
		A	1 週当たりの所定勤務時間(休憩時間を除く。)が 28 時間以上 32 時間未満の者		
		B	1 週当たりの所定勤務時間(休憩時間を除く。)が 20 時間以上 28 時間未満の者		
	嘱託教諭	S	公立学校等における校長、副校長又は教頭を定年退職した者	人事委員会の議を経て理事長が定める。	
		H	公立学校等における教諭を定年退職後、採用した者		
		A	大学卒業後の経験年数(注 1)が 10 年以上の者		
		B	大学卒業後の経験年数(注 1)が 5 年以上 10 年未満の者		
		C	大学卒業後の経験年数(注 1)が 5 年未満の者		
	一般嘱託	一般嘱託(事務) 一般嘱託(技術)	A	高度の専門的知識、技能又は資格を有し、一定水準以上の業務を処理し得る者	人事委員会の議を経て理事長が定める。
			B	一般的専門知識、技能又は資格を有し、一定水準以上の業務を処理し得る者	
C			基礎的専門知識、技能又は資格を有し、一定水準以上の業務を処理し得る者		
D			高度の実務知識、技能を有し、一定水準の業務を処理し得る者		

法人全般

学校法人東京農業大学有期雇用職員就業規則

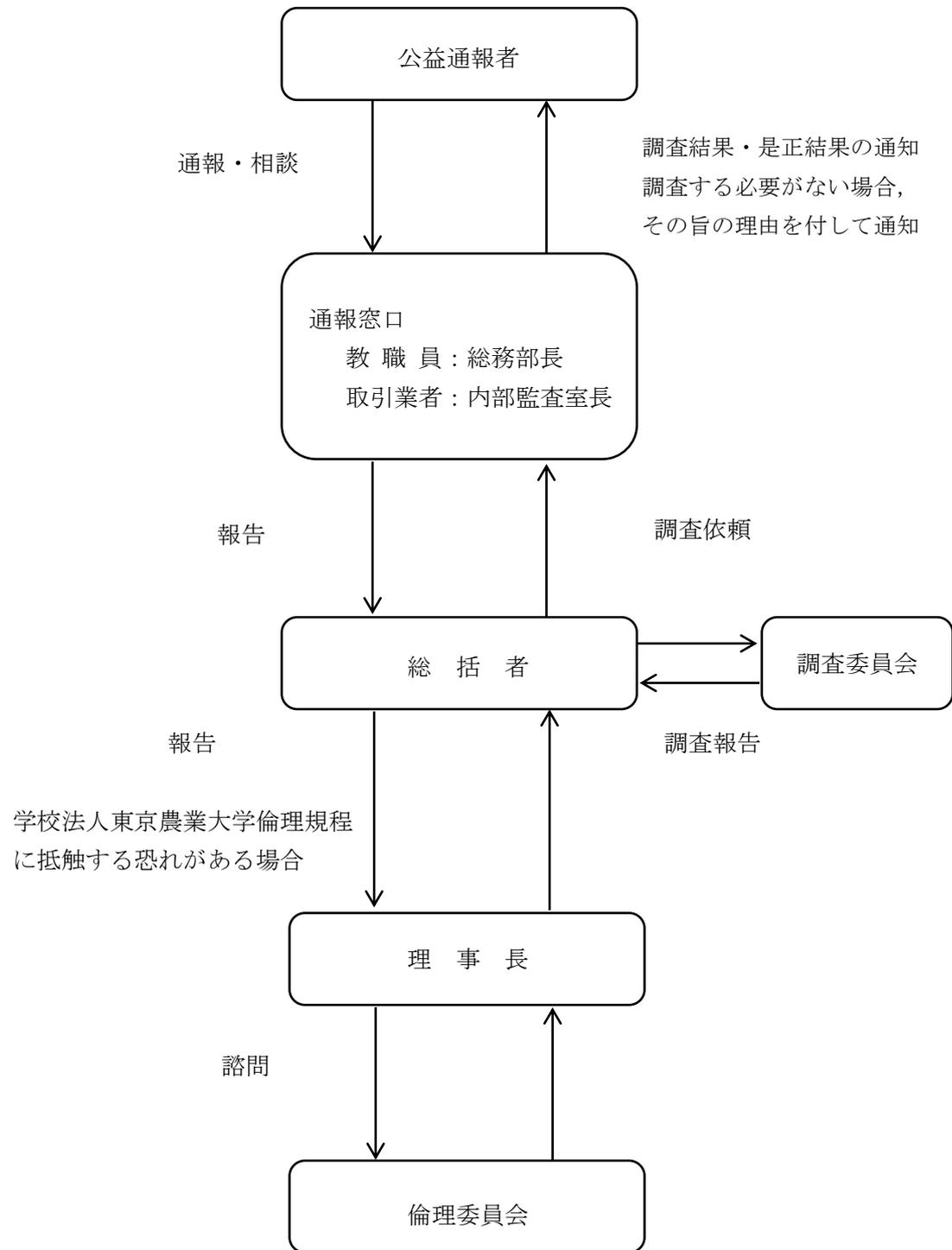
区分及び職種			内容	付議機関	
嘱託職員	一般嘱託	一般嘱託(事務) ・ 一般嘱託(技術)	E	一般的実務知識，技能を有し，一定水準の業務を処理し得る者	
			F	大学卒業程度の学歴を有し，定型(判断)的業務を処理し得る者	
			G	短期大学卒業程度の学歴を有し，定型(熟練)的業務を処理し得る者	
			H	高等学校卒業程度の学歴を有し，定型(補助)的業務を処理し得る者	
	一般嘱託	(特別)	A	用務作業に対しての経験が10年以上で，かつ特殊な技能を有する職務に従事する者	人事委員会の議を経て理事長が定める。
			B	用務作業に対しての経験が10年未満で，かつ習熟した技能を有する職務に従事する者	
			C	通常用の務作業に従事する者	
			人事委員会の議を経て，理事長が必要と認めた業務を担当する者	人事委員会の議を経て理事長が定める	
特任教授				人事委員会の議を経て理事長が定める	
臨時職員	非常勤講師	大学等	S	外国人であり，専門教育を行う者で，かつ教授相当の顕著な業績がある者	人事委員会の議を経て理事長が定める。
			A	原則として，本務校の職階が教授の者又は経歴，専門分野，現職及び前職の職階等が教授と同等の者	
			B	原則として，本務校の職階が准教授の者又は経歴，専門分野，現職及び前職の職階等が准教授と同等の者	
			C	原則として，本務校の職階が助教の者又は経歴，専門分野，現職及び前職の職階等が助教と同等の者	
	中等部及び附属中学校	A	教務職員としての経験年数(注1)が10年以上の者(注2)	人事委員会の議を経て理事長が定める。	
		B	教務職員としての経験年数(注1)が10年未満の者(注2)		
	エクステンションセンター講師		グリーンアカデミー講座担当		理事長が定める。
			オープンカレッジ講座担当		
	ティーチング・アシスタント				理事長が定める。
	リサーチ・アシスタント				人事委員会の議を経て理事長が定める。

区分及び職種		内容	付議機関	
臨時職員	臨時雇	臨時雇	雇用期間 31 日以上の者	人事委員会の議を経て理事長が定める。
		短期臨時雇	雇用期間 31 日未満の者 ※ただし、大学院生、大学生及び短期大学部学生は全て対象とする。	所属長が定める。
	クラブ指導者	A	高等学校、中等部及び附属中学校の非常勤講師Aが兼務している者	人事委員会の議を経て理事長が定める。
		B	上記以外の者	
助手	S	学歴として大学院博士課程学位取得後、職歴として3年程度を有する者	人事委員会の議を経て理事長が定める。	
	A	学歴として大学院博士課程修了程度を有する者		
	B	学歴として大学院修士課程修了程度を有する者		
	C	学歴として大学卒業程度を有する者		
契約職員	1種	1週当たりの所定勤務日数が5日の者	人事委員会の議を経て理事長が定める。	
	2種	1週当たりの所定勤務日数が4日の者		
	3種	1週当たりの所定勤務日数が3日の者		
学校医	学校医、学校歯科医、嘱託学校医、学校薬剤師及びカウンセラー		人事委員会の議を経て理事長が定める。	
研究員	博士研究員		人事委員会の議を経て理事長が定める。	
	学術研究員			

(注1) 経験年数とは、学校法人東京農業大学職員給与規程第14条の算定基準を準用する。

(注2) 教務職員としての経験年数が10年未満であっても、部門長が職歴から10年以上と同等であると判断し、かつ人事委員会の議を経て理事長が認めた場合は、区分Aとすることができる。

別表第3(第61条, 第63条及び第67条関係)



様式1（第52条関係）

懲戒処分通知書

被処分者 氏名	所属 職名 職務の級・号俸
処分の内容（区分）	
処分の事由 （この欄に記入しきれない場合には、別の用紙に記載して添付するものとする。）	
根拠規程	
処分効力発生日 刑事裁判との関係	
起訴日	年 月 日 年 月 日
処分発令日 年 月 日	
学校法人東京農業大学理事長（氏名） 印	